

第 11 次愛別町振興計画

みんなの愛別未来づくりプラン



ラブリーちゃん & あいちゃんマン

前期基本計画（案）

令和 年 月



愛 別 町

目 次

前期基本計画

序 章	前期5年間の重点プロジェクト	2
第1章	健やかでやさしい愛別	4
1.	保健・医療	4
2.	子育て支援	8
3.	高齢者支援	11
4.	障がい者支援	14
5.	地域福祉	17
第2章	安全・安心で快適な愛別	19
1.	消防・防災	19
2.	交通安全・防犯	22
3.	環境・景観・霊園	24
4.	上・下水道	27
5.	公園・緑地	29
第3章	豊かで活力に満ちた愛別	30
1.	農業	30
2.	林業	34
3.	商工業	36
4.	観光	38
5.	労働	41
第4章	人と文化が輝く愛別	43
1.	学校教育	43
2.	社会教育	46
3.	文化芸術	49
4.	スポーツ	51
第5章	明日への基盤が整った愛別	54
1.	土地利用	54
2.	道路・公共交通	56
3.	情報化・技術革新	59
4.	住宅、定住・移住対策	61

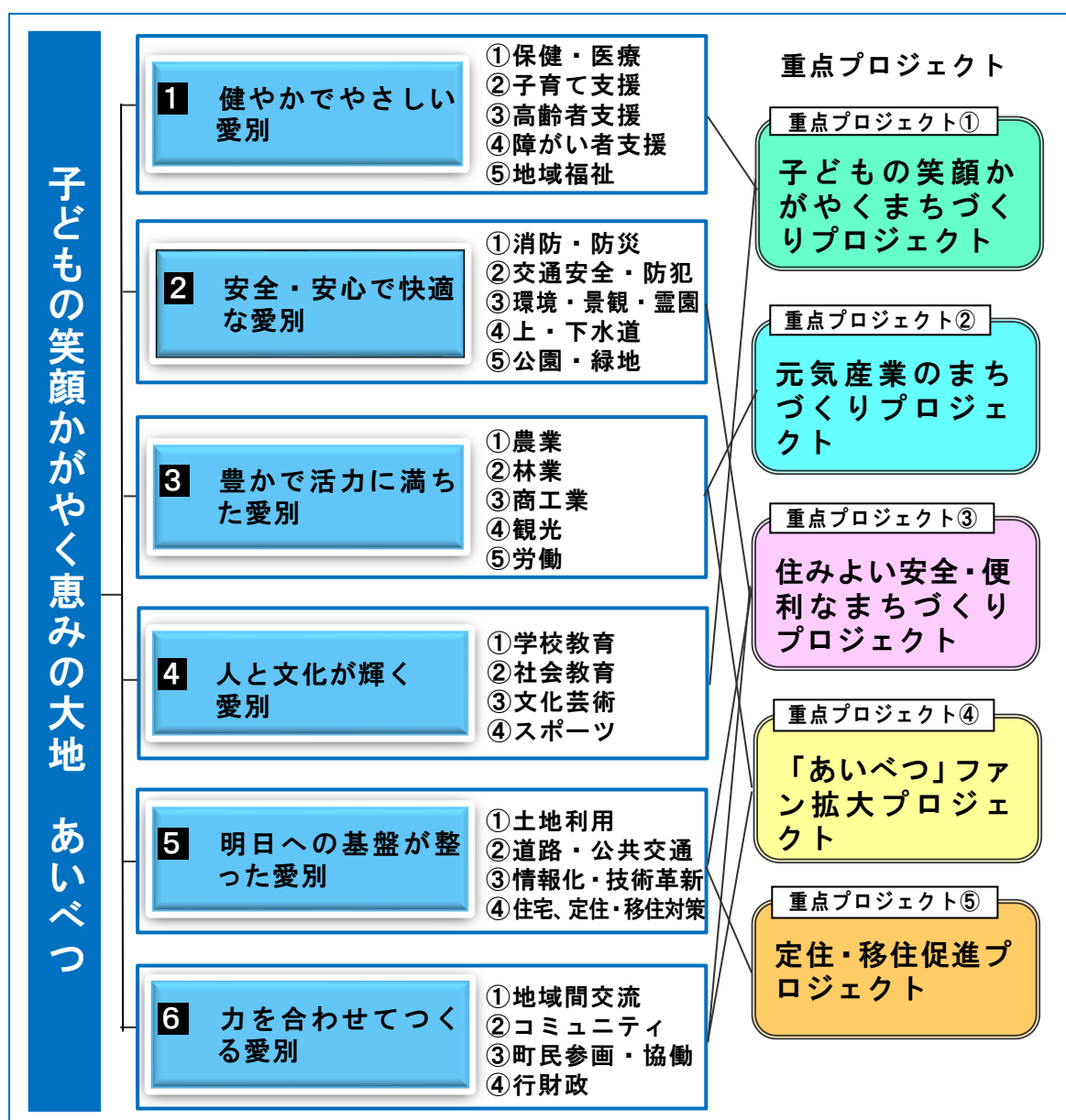
第6章	力を合わせてつくる愛別	64
1.	地域間交流	64
2.	コミュニティ	66
3.	町民参画・協働	68
4.	行財政	71

前期基本計画

序 章 前期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、基本構想で定めた「計画の体系と方針」に基づき、施策項目ごとの取り組みを着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、その中から、本町の最重要課題である人口減少の抑制・地方創生の視点、選択と集中の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」を定めました。

これら「重点プロジェクト」に関する施策については、この「前期基本計画」の中に主要施策として重点的に盛り込み、積極的に推進していくこととします。



重点プロジェクト①

子どもの笑顔かがやくまちづくりプロジェクト

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、将来を担う人材として育つよう、子育て支援体制の充実や子どもの教育体制の充実をリードする施策を推進します。



重点プロジェクト②

元気産業のまちづくりプロジェクト

町全体の活力の向上と雇用の場の確保に向け、本町の基幹産業であり、まちづくりの中心を担う農業の維持と新たな展開、林業や商工業の振興を図り、地域経済の活性化をリードする施策を推進します。



重点プロジェクト③

住みよい安全・便利なまちづくりプロジェクト

町民が住み続けたい、訪れる人が住みたい、安全で便利な環境づくりを進めるため、消防・防災体制の充実や公共交通の維持・充実、情報化の推進、コミュニティの活性化をリードする施策を推進します。



重点プロジェクト④

「あいべつ」ファン拡大プロジェクト

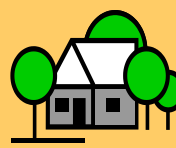
「あいべつ」を応援してくれる関係人口の増加を目指すため、町の情報発信力の強化、観光・応援から移住への展開に向けた事業の充実など「あいべつ」ファンの拡大をリードする施策を推進します。



重点プロジェクト⑤

定住・移住促進プロジェクト

人口減少の歯止めにつながる雇用の確保、転入者の増加に向けた相談窓口の充実、道路・交通・住宅などの快適な生活環境の充実など定住・移住の促進に向けた取り組みをリードする施策を推進します。



第1章 健やかでやさしい愛別

1. 保健・医療

現状と課題

糖尿病や高血圧、脳卒中、心臓病などの生活習慣病が増加する中、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、様々な関係機関と連携して支援することが求められています。

また、国をあげて自殺対策を進めていますが、全国の自殺者数は依然として多く、本町の自殺死亡率も北海道平均と比べると高い値となっており、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本町では、平成29年度に策定した第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健診等実施計画、平成30年度に策定した第3次健康増進計画「愛いっぱいすこやかプラン」、自殺対策計画「いきるを支える愛別町いきいきプラン」などに基づき、各種健康診査や保健指導、健康相談をはじめ、ライフステージに応じた保健事業を推進してきました。

しかし、生活習慣病は増加しており、生活習慣病の重症化に伴う脳卒中による死亡や要介護認定者が多い状況にあり、生活習慣の改善につながる行動を身につけるよう促すことが必要です。

また、核家族化が進み、育児に対する負担感や不安が増大している中で、妊娠期から子育て期まで、子どもを安心して生み育てることができるよう、母子保健の充実が求められています。

このため、今後は健康寿命の延伸と健康づくりに必要な環境整備に向け、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、自分自身の状況を理解し主体的かつ積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、ライフステージに応じた保健事業の充実に努める必要があります。

また、住民が住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくためには、医療サービスを維持・確保していくことが必要です。在宅医療

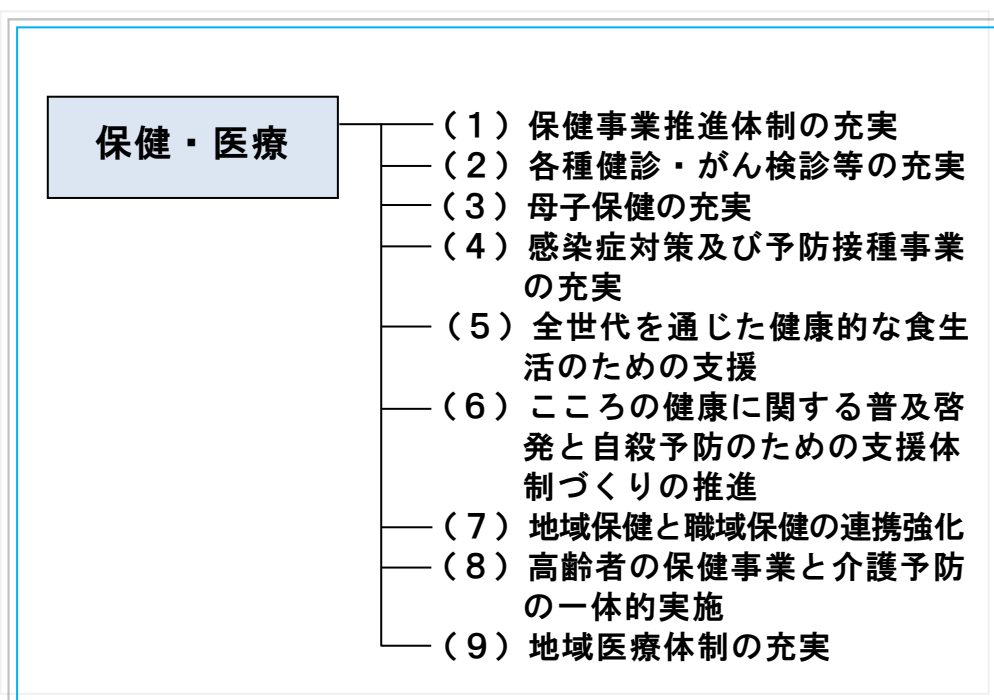
や保健・医療・福祉の連携を推進し、包括的な地域保健医療の基盤強化を図るためにも、それぞれのサービス特性に応じた提供基盤を維持・整備していくことが重要となっています。

本町の医療機関は、国民健康保険愛別町立診療所が1箇所、歯科医院が1箇所あります。診療所は、旭川市の医療圏内に位置しており、第1次保健医療圏の機関としての役割を認識し、第2次保健医療圏の機関との連携を密にしながら、町民が安心して医療が受けられるよう努めています。

救急医療については、大雪消防組合愛別消防署の救急隊により、救急指定病院と連携をとり、救急患者を搬送する円滑な体制の確保が図られています。

高齢化が進み、医療ニーズがますます高度化・多様化する中、旭川市を含む上川中部医療圏の医療機関との連携を強化するとともに、町立診療所の施設・設備の整備充実、医師・看護師の確保等を進め、地域医療体制の充実に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）保健事業推進体制の充実

保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健診等実施計画、健康増進計画、自殺対策計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の充実を図ります。

（２）各種健診・がん検診等の充実

生活習慣病の発症予防及び重症化予防に向け、特定健康診査をはじめとする各種健康診査や保健指導、栄養指導を実施するとともに、がん検診等の充実に努めます。

（３）母子保健の充実

- ① 乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の健全な発達・発育を促すとともに、育児に関する正しい知識の普及啓発を行い、保護者の育児不安の軽減を図ります。
- ② 療育が必要と思われる子どもが、医療や療育機関等につながり、早期に療育を開始できるよう支援します。
- ③ 乳幼児期からの生活習慣病予防対策・歯科保健対策の充実を図ります。

（４）感染症対策及び予防接種事業の充実

- ① 予防接種に関する正しい知識の普及啓発や接種機会の充実等により、接種率の向上に努めます。
- ② エキノコックス症や結核の早期発見・早期治療のため、検診を実施するとともに、予防のための知識の普及啓発を行うことで、市民の健康の保持・増進を図ります。

（５）全世代を通じた健康的な食生活のための支援

- ① 子どもの頃から食や健康に関する意識を高めるため、学童期の食育教室を実施します。
- ② 生活習慣病の予防や重症化予防のため、食生活の改善を図ることができるよう栄養に関する講話や料理教室を実施します。

（６）こころの健康に関する普及啓発と自殺予防のための支援体制づくりの推進

全庁的な取り組みとして自殺対策計画を推進し、包括的に町民の「いきること」を支えます。特に、研修や講演会等の開催により、こころの健康への理解を深め、自殺予防を担う人材育成を図るとともに、地域力を高めます。

（７）地域保健と職域保健の連携強化

健康づくり対策を包括的に推進するため、地域保健と職域保健[※]₁が健康情報等を共有し、より効果的・効率的な保健事業を展開します。

（８）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

町の健康課題を保健・国保・介護で共有し、連動した取り組みについて協議し、効果的な事業を実施します。

（９）地域医療体制の充実

- ① 医療サービスの維持・向上に向け、町立診療所の施設の整備充実を図るほか、医師・看護師の確保に努めます。
- ② 在宅においても必要な医療サービスを受けられるよう、在宅医療を推進します。
- ③ 町外の医療機関との連携や広域的連携を強化し、救急・休日・夜間の医療体制の維持・充実に努めます。

^{※1} 働く世代の健康づくり支援のため、事業所との連携を行い、協力体制のもと生活習慣病対策を実施していくこと。

2. 子育て支援

現状と課題

わが国では、出生数の減少と出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでおり、国をあげての抜本的な対策が求められています。

本町においても、全国的傾向と同様に子どもの数が年々減少しています。子どもを取り巻く環境も大きく変化し、過疎化や核家族化等により、地域における子どもの養育機能が低下しつつあり、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっています。

本町ではこれまで、平成 26 年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センター事業や保育サービスの充実、子育て家庭への経済的支援の推進、母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取り組みの推進など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

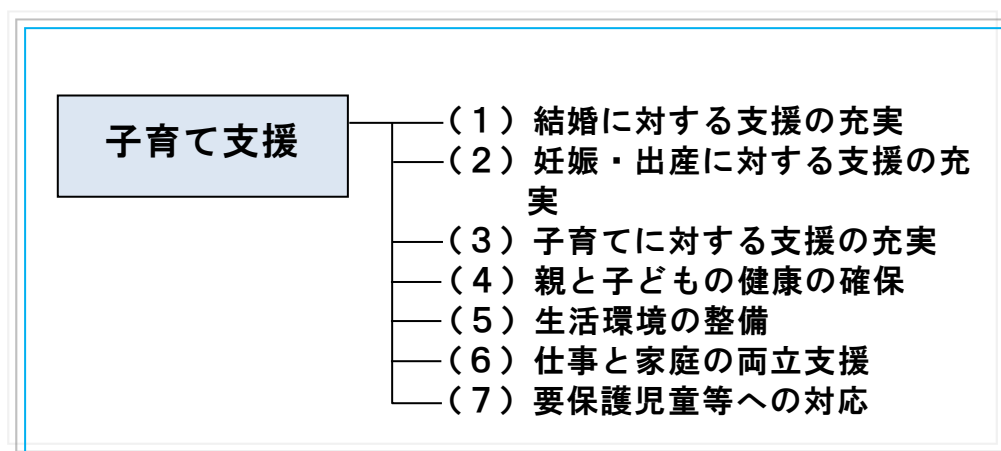
しかし、現代の親世代は、兄弟姉妹の数も少なく、自分の子どもが生まれることで初めて小さい子どもの世話を経験する人が多く、子育てに対してとまどいや不安を感じることも多い状況にあります。こうした親が孤立感を持つことのないよう支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭について、その多くが社会的・経済的に不安定な状態に置かれている現状があります。今後も各種相談・指導などの支援の充実に努め、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育つよう、子どもと子育て家族を応援することが大切です。

このような中、本町では令和元年度に、これまで取り組みの成果と課題を踏まえ、第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、妊娠期から子育て期まで、母子保健・児童福祉・子育て支援拠点・教育の場が連携し、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない細やかな支援を行い、若い世代が子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 結婚に対する支援の充実

- ① 出会う機会の創出のため、関係機関・団体が主催する各種婚活イベント等の積極的な情報提供を行います。
- ② 経済的理由で結婚に踏みきれない低所得者・若年層に対し、安心した結婚新生活が送れるよう、必要な支援を行います。

(2) 妊娠・出産に対する支援の充実

- ① 妊産婦の適正な健康管理を促進し、心身両面の負担軽減を図るため、各種健診等の受診時や出産時にかかる経済的負担に対する支援を行います。
- ② 産後の不安を取り除き、安心した子育てができる体制の確保に努めます。
- ③ 不妊治療に対する支援を行い、経済的負担の軽減を図ります。

(3) 子育てに対する支援の充実

- ① 子育て支援センターや幼児センター、学童クラブなどを活用し、多様な支援サービスを提供するとともに、サービス利用者への支援や地域での子育てネットワークの構築と充実を図ります。
- ② 育児に対する不安をはじめ、子育てに関する様々な問題について、誰もが気軽に相談し、支援を求められる拠点づくりを推進します。

- ③ 子育て世帯の経済的負担と育児不安の軽減を図るため、各種支援事業を実施します。
- ④ 子どもの誕生を祝福し、町全体で支えていくため、「ハッピーボーン」や「君の椅子」などの特徴ある取り組みの実施・支援を行います。

（４）親と子どもの健康の確保

- ① 疾病や児童虐待、育児によるストレスなどに対し、早期の発見と予防に取り組むため、各種の健康診査や相談・指導等を推進し、母子の健康の確保・増進を図るとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実、小児医療に関する情報提供に努め、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。
- ② 乳幼児から 18 歳までの医療費の給付を継続して実施するなど、子育て家庭への経済的支援を推進します。

（５）生活環境の整備

良質な居住環境の確保やシックハウス対策の推進、公共施設のバリアフリー化、交通安全や犯罪被害防止のための通学路の安全の確保など、子育て家庭に配慮した生活環境の整備を進めます。

（６）仕事と家庭の両立支援

- ① 安定した仕事と家庭の両立が図れるよう、学童保育の実施や子どもの一時預かりなど、各種支援体制の充実を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランス※²の実現に向け、安心して出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業等への働きかけ、育児休業制度・介護休業制度の普及等に努めます。

（７）要保護児童等への対応

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進など、保護を必要とする子どもと家庭に対する取り組みを推進します。

※² 仕事と生活の調和。

3. 高齢者支援

現状と課題

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、高齢者のみの世帯や独居高齢世帯が増えているほか、高齢者が高齢者を介護する老老介護なども増加しており、高齢者を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

特に本町では、国や北海道の水準を上回る勢いで高齢化が進み、平成30年度末現在の高齢化率は44.8%に達し、今後の介護・福祉サービス事業のあり方が大きく問われています。

本町ではこれまで、地域包括支援センターなどを中心に、介護保険事業の適正運営をはじめ、保健事業や介護予防・日常生活支援総合事業、認知症対策の実施など、町民ニーズに即した高齢者支援施策を推進してきました。

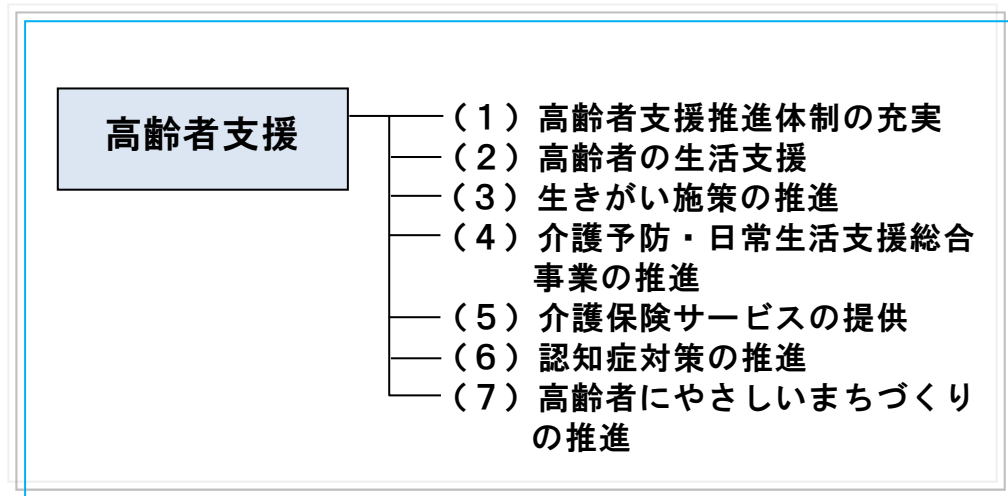
また、老人クラブ等の活動支援や地域敬老会への助成金交付などにより、高齢者の地域社会への参加を促進するとともに、地域の高齢者や町民が気軽に集まり交流する場「地域サロン」の開催により、高齢者の自立支援を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに進んでいくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるとともに、社会参加や生きがいづくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題です。

このため、これまで行ってきた各種施策・事業を点検して新たな高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「地域包括ケアシステム^{※3}」の実現に向けた各種の高齢者支援施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※3 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護・介護予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する仕組み。

施策の体系



主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の充実

- ① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。
- ② サービス提供拠点となる地域包括支援センターの機能強化、住まいや活動の場の確保と充実を図ります。

(2) 高齢者の生活支援

介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、配食サービス、緊急通報体制等整備事業、除雪サービス等の高齢者生活支援事業の取り組みを推進します。

(3) 生きがい施策の推進

- ① 高齢者が生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援、学習・文化・スポーツ活動の促進、高齢者事業団の活用を図ります。
- ② 地域の高齢者や町民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや出会いの場づくり、健康づくりの場として、「地域サロン」を開催します。

（４）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ① すべての高齢者を対象に、自主的な介護予防活動の支援や、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた予防サービスを提供する介護予防事業を実施します。
- ② 地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援業務、権利擁護業務を行う包括的支援事業を実施します。
- ③ 在宅で寝たきりや認知症の方の日常生活を介護する家族を応援するための家族介護手当や高齢者グループホーム家賃等助成事業など地域での高齢者の生活支援を行う任意事業を実施します。

（５）介護保険サービスの提供

- ① 要支援認定者を対象とした、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する予防給付を実施します。
- ② 要介護認定者を対象とした、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービス利用に対する介護給付を実施します。

（６）認知症対策の推進

認知症サポーターの養成・活用や認知症初期集中支援チームの設置など関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みの推進など、認知症対策を推進します。

（７）高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で心身ともに健康で安心して暮らし続けることができる社会をつくるため、関係部門、関係機関・団体が一体となって、地域福祉の推進や防災・防犯・交通安全対策の充実など、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

4. 障がい者支援

現状と課題

近年、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者支援のニーズは多様化する傾向にあります。

平成 30 年度末現在、本町の身体障害者手帳所持者は 215 人、療育手帳所持者は 48 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 10 人となっており、その 7 割以上を 65 歳以上が占め、高齢者支援との連携強化がますます求められます。

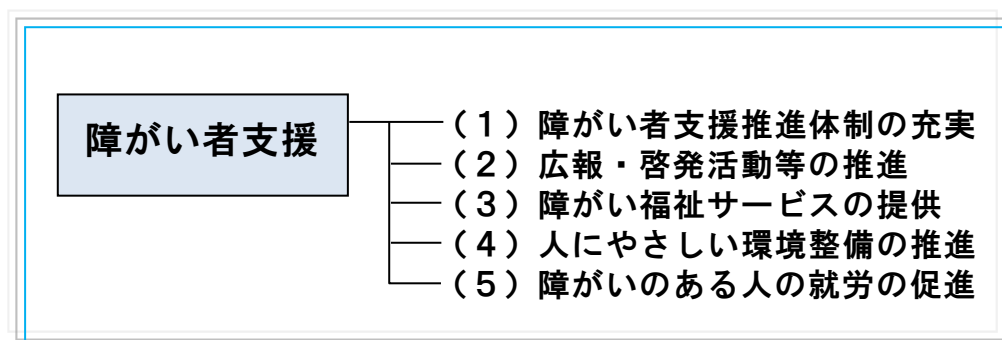
本町ではこれまで、第 2 次障がい者基本計画及び第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供や社会参加の促進に向けた取り組みをはじめ、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

今後とも、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人も地域で安心して暮らしていけるよう、また、子どもの健やかな成長を支えるため、総合的・専門的な相談窓口と、その支援を総合的に行うための機関として 4 町で共同設置した上川中部基幹相談支援センター「きたよん」を拠点に、地域の状況に合わせながら、必要な支援につなげていく必要があります。

また、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」を活用し、必要な事項の協議を継続していく必要があります。

さらに、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現に向け、障がいや障がい者に関する町民の正しい理解を促していくことも重要です。

施策の体系



主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

- ① 障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。
- ② 上川中部基幹相談支援センター「きたよん」の活用等により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながらともに生きる社会の実現に向け、障がいや障がい者に対する町民の正しい理解を促すための広報・啓発活動や交流事業を推進します。

(3) 障がい福祉サービスの提供

- ① 日中活動系サービスや居住系サービス、訪問系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を実施します。
- ② 障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により地域生活支援事業を推進します。

- ③ 日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の周知・活用など、障がい者の権利擁護に関する取り組みを推進します。
- ④ 障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種の年金・手当制度や減免制度等の周知に努めます。

（４）人にやさしい環境整備の推進

障がい者等が安心して暮らせる環境づくりに向け、バリアフリー※⁴のまちづくりを推進します。

（５）障がいのある人の就労の促進

- ① 障がいのある人が能力を発揮し、収入を得て、自信や生きがいを持って生活することができるよう、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮した就労機会が得られるよう関係機関と連携して支援します。
- ② 就労支援のための、障がい者用住宅整備について調査研究を進めます。

※⁴ 誰もが暮らしやすくなるよう、道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

5. 地域福祉

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行、個人の価値観の多様化などにより、家族や地域の支え合う機能の低下や社会的なつながりの希薄化が進んでおり、地域社会は大きく変化しています。

このような中、公的サービスだけでは対応できない生活課題や、公的な福祉サービスによる対応が不十分であることから生じる問題など、多様な福祉課題がみられるようになってきました。

これからの地域福祉の役割は、地域における新たな支え合い（共助）を確立し、多様な福祉課題に対応していくことであり、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体をはじめ、多くの主体が自主的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会^{※5}」の実現を目指していくことが必要です。

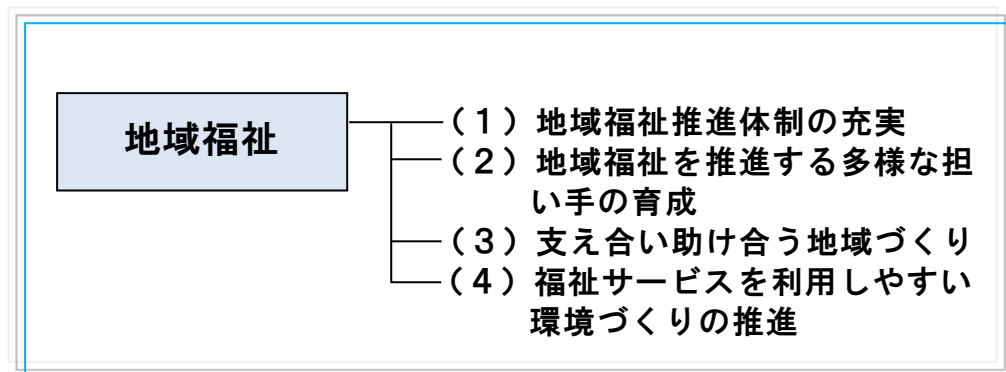
本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスを提供しているほか、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、本町の地域福祉を総合的・計画的に推進するための地域福祉計画を策定するとともに、これに基づき、より多くの福祉関係者の自主的な福祉活動の活発化を促し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

※5 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

施策の体系



主要施策

(1) 地域福祉推進体制の充実

本町の実情に即した地域福祉の仕組みづくりを総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画を策定します。

(2) 地域福祉を推進する多様な担い手の育成

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

(3) 支え合い助け合う地域づくりの推進

- ① 一人でも多くの町民が地域に関心を持ち、福祉活動に参画するよう、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育の推進、交流事業の展開等を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、多様な担い手が一体となった訪問・見守り活動をはじめとする小地域ネットワーク活動の充実を促進し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

(4) 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の確立、利用者の権利擁護のための施策の充実を図ります。

第2章 安全・安心で快適な愛別

1. 消防・防災

現状と課題

近年、火災発生件数や火災による死者数は全国的に概ね減少傾向にありますが、死者に占める高齢者の割合が年々高まっています。特に、火災発生件数の過半数を占める建物火災による死者のうち、高齢者が約7割を占めており、その対策が求められています。

本町の消防体制は、平成26年度から大雪消防組合へ加入し、愛別消防署及び愛別消防団（5分団）で構成されており、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害に強い地域づくりを目指して様々な取り組みを行っています。

本町における火災は、毎年多くは発生していませんが、火災は、いつ、どこで発生するか予測できません。特に本町では65歳以上の高齢者が多く在住しており、また、秋季から冬季、春季にかけて必ずといってよいほどストーブを使用し、火災発生のリスクが高い状況となっています。

今後は、こうした状況を踏まえ、消防署や消防団の施設・設備の老朽化等に対応した計画的な更新や高度化をはじめ、消防団員の確保や消防職員・消防団員の知識・技能の向上等を進めていく必要があります。

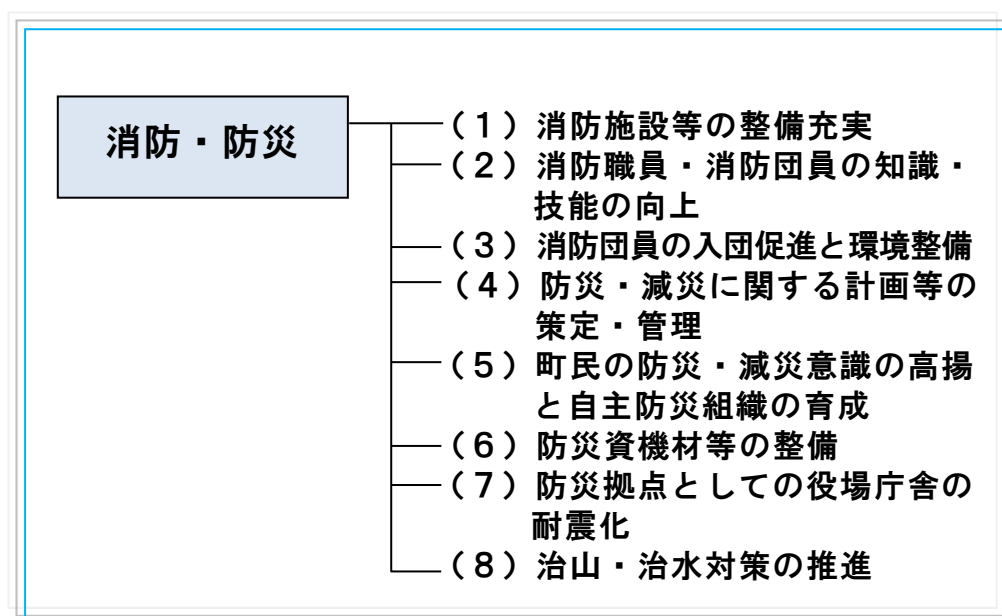
また、近年、異常気象による大規模な自然災害が多発しており、全国的に甚大な被害を受けている状況にあります。

本町ではこれまで、台風や地震による大きな災害はなく、災害が比較的少ない地域でしたが、気象状況が年々変化しており、局地的な大雨による中小河川の増水や北海道胆振東部地震の際にはブラックアウト^{※6}に見舞われました。

今後は、突然襲ってくる自然災害に対応し、町民の生命及び財産を災害から守る、あるいは最小限の被害にとどめるため、防災・減災に関する指針づくりのもと、町全体の防災に対する意識改革や洪水に備えた河川の整備・維持管理をはじめ、様々な取り組みを推進していく必要があります。

※6 エリア全域に及ぶ大規模停電。

施策の体系



主要施策

(1) 消防施設等の整備充実

- ① 消防署及び消防団詰所について、災害時の防災拠点としての機能を維持するため、大雪消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な整備・管理を行います。
- ② 消防署及び消防団に配備されている水槽付消防ポンプ自動車や消防ポンプ自動車、指令車、器材搬送車などの消防車両や資機材について、老朽化や能力不足等の状況に応じ、整備充実を計画的に推進します。

(2) 消防職員・消防団員の知識・技能の向上

- ① 消防職員を消防学校や他消防本部等へ年次的に派遣し、知識・技能の向上を促進します。
- ② 消防団員に対する研修や訓練を計画的に実施し、知識・技能の向上を促進します。

(3) 消防団員の入団促進と環境整備

- ① 関係機関・団体と連携し、消防団員の入団促進に向けた取り組みを進めます。
- ② 消防団員の装備の充実を図り、安全確保に努めます。

（４）防災・減災に関する計画等の策定・管理

- ① 防災・減災体制の確立、町全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、国土強靱化地域計画を策定します。
- ② 町民に災害の危険度や避難場所・避難経路等の情報を的確に提供するため、実用性のある最新情報を掲載したハザードマップ※⁷を作成します。

（５）町民の防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成

防災・減災関連施策のPRや各種防災関連マニュアル・ハザードマップの周知徹底、防災・減災に関する研修や避難訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成に努め、町民の防災意識の高揚と行政・地域が一体となった防災・減災体制の確立に努めます。

（６）防災資機材等の整備

防災資機材・備蓄品の更新を適宜行うとともに、民間事業者との災害協定の締結に積極的に取り組むことで災害時のライフラインを確保し、災害に強いまちづくりを推進します。

（７）防災拠点としての役場庁舎の耐震化

災害時の防災拠点となる役場庁舎について、その耐震化を推進します。

（８）治山・治水対策の推進

- ① 水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備等の観点から、保安林の適正管理に努めます。
- ② 石狩川・愛別川等の堤防や護岸の早期整備及び適正な維持管理について関係機関に要請していきます。
- ③ 防災・減災の観点から、普通河川の維持管理を行うとともに、大雨時や融雪時にはパトロールを実施し、災害箇所の把握、早期復旧に取り組みます。

※⁷ 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したもの。

2. 交通安全・防犯

現状と課題

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その対策が大きな課題となっています。

本町では、警察や交通安全推進協議会等と連携し、交通安全教育や啓発活動の推進、交通安全施設の整備等に努めていますが、通過交通量の増加をはじめ、様々な要因によって交通事故は増加傾向にあり、可能な限り交通事故、死傷者の減少を目指す必要があります。また、いまだに飲酒運転がなくならないため、飲酒運転根絶を目指す必要があります。

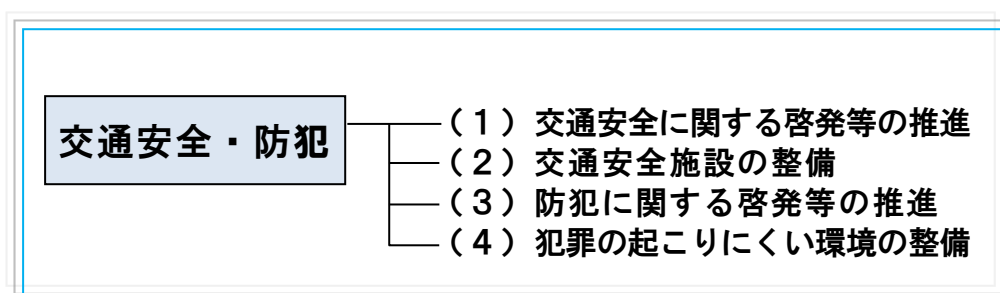
このため、今後の通過交通量の一層の増加や、高齢化の進行も勘案し、高齢者や子どもを中心とした交通安全意識や飲酒運転根絶意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

防犯については、近年、全国的にも凶悪犯罪が多発しているほか、犯罪の低年齢化の傾向が強まり、犯罪からの安全性の確保が重視されていますが、本町では、警察や防犯協会等と連携し、啓発活動の推進や防犯パトロール活動の促進に努めています。

しかし、犯罪は増加傾向にあり、特に近年は振込詐欺による被害が多くなっているほか、高齢化や核家族化の進行等に伴い地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。

このため、関係機関・団体との連携を強化し、町民の防犯意識の啓発や自主的な地域安全運動の促進、犯罪の起こりにくい環境の整備に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体と連携し、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚、飲酒運転の根絶を促進します。

(2) 交通安全施設の整備

交通量の多い路線や通学路を中心に交通安全施設の整備充実を図ります。

(3) 防犯に関する啓発等の推進

関係機関・団体等との連携のもと、啓発活動やパトロール活動の充実を図り、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯パトロール活動の促進など、町民の自主的な地域安全活動を促進します。

(4) 犯罪の起こりにくい環境の整備

公共的空間の見通しの確保や死角の解消、スクールガードリーダー等との連携による、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

3. 環境・景観・霊園

現状と課題

世界的な脅威として、地球温暖化がさらに深刻化し、地球規模での環境保全対策が求められています。

本町では、平成 30 年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務事業において排出される二酸化炭素排出量の削減を目指して各種の取り組みを実行しているところですが、今後とも継続していく必要があります。

また、本町における景観に対する取り組みとしては、公共施設における花壇整備やガーデニング写真の募集、ガーデニングバスツアーの実施など、花と緑のまちづくり事業を道認定のフラワーマスターとともに進めています。

今後とも、町民と行政が協力して花と緑のまちづくりを推進することにより、生活の中にゆとりややすらぎを実感できる快適な環境・景観づくりを進めていくことが必要です。

ごみ処理については、愛別町外 3 町塵芥処理組合により、上川町、当麻町、比布町とともに広域で行っており、平成 10 年に現在の焼却施設に建て替えを行い、平成 11 年にリサイクルセンターの供用を開始し、適正な処理及びリサイクルを行っています。

今後とも、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄の防止に積極的に取り組み、自然環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指していく必要があります。

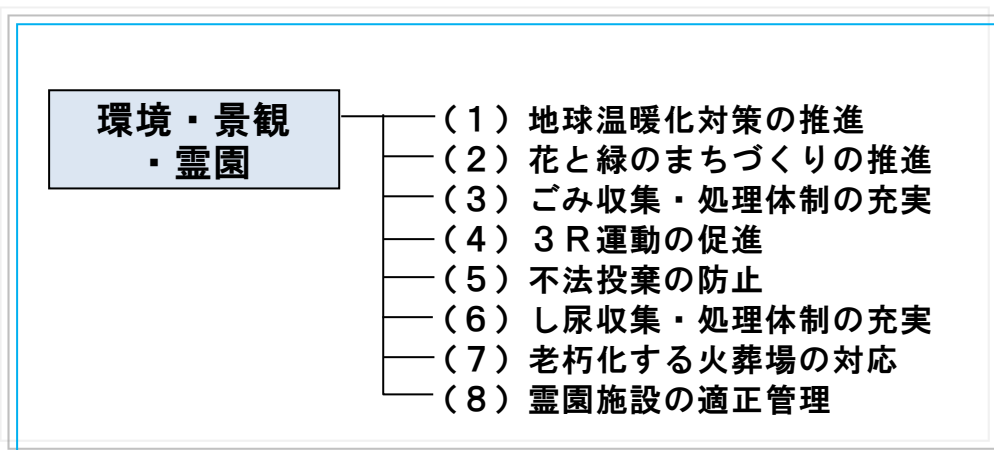
また、し尿処理については、大雪浄化組合により、当麻町、比布町とともに広域で行っていますが、今後とも適正な処理に努める必要があります。

一方、火葬場については、建設後 38 年を経過し老朽化が進んでおり、これまで火葬炉や煙突等を必要に応じて改修し対応してきましたが、近隣町との広域利用及び新規建設も視野に入れた、今後の対応が必要です。

霊園については、敷地内の草刈等の業務を火葬場管理業務と一体的に委託することにより適正に管理してきました。

また、霊園の残り区画数が少ない状況が続いていますが、新規の使用申込者も少なく、近年、墓じまいされる人が増え、使用している区画を返還される人が増えていることから、区画造成については、状況を見極めながら判断する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業で発生する二酸化炭素の排出量削減を図ります。

(2) 花と緑のまちづくりの推進

公共施設における花壇整備やガーデニング写真の募集など、フラワーマスターと連携した花と緑のまちづくり事業を推進し、生活の中にゆとりややすらぎを実感できる快適な環境・景観づくりに努めます。

(3) ごみ収集・処理体制の充実

- ① 快適で美しく清潔な環境づくりに向け、地域住民によるごみステーションの適正な管理を促進します。
- ② 町民のごみの分別排出の徹底を促すとともに、愛別町外3町塵芥処理組合の適正な運営、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

（４）３Ｒ運動の促進

- ① 広報・啓発活動を積極的に推進し、町民や事業者の自主的な３Ｒ運動※８を促進します。
- ② 小型家電・繊維のリサイクルについては、引き続き実施し、ごみの減量化に努めます。

（５）不法投棄の防止

町内の巡回パトロールを行うとともに、必要に応じて看板や監視カメラの設置を行い、不法投棄の防止に努めます。

（６）し尿収集・処理体制の充実

大雪浄化組合の適正な運営、し尿収集・処理体制の充実に努めます。

（７）老朽化する火葬場の対応

老朽化が進む火葬場について、近隣町との広域利用及び新規建設に向けた調査を進め、必要に応じた対応を行います。

（８）霊園施設の適正管理

- ① 火葬場の施設管理及び霊園敷地内の草刈り、清掃等業務を委託し、適正な管理を行います。
- ② 霊園区画数が残り少なくなっていることから、申込者と返還者の状況を見極めながら、必要に応じて区画造成を行います。

※８ リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

4. 上・下水道

現状と課題

水道は、人々が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町の水道事業は、石狩川の伏流水を水源として、平成元年度から平成7年度までの統合簡易水道施設整備事業により施設を整備し、安全で良質な水道水を供給してきました。平成30年度末の給水人口は2,425人、普及率は88.4%となっています。

本町ではこれまで、一部電気機械設備の老朽化、配水管の老朽化による漏水の多発といった状況に対応し、平成23年度から10年計画で浄水場設備と配水管の改築更新事業を実施しています。

今後とも、安全・安心な水道水の安定供給を行うため、本事業を計画的に推進していく必要があります。

一方、下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善をはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

下水道による本町・北町・南町・東町地区の水洗化率は平成30年度末で93.3%となっており、また、下水道区域以外の浄化槽対象区域については平成30年度末で66.4%となっています。

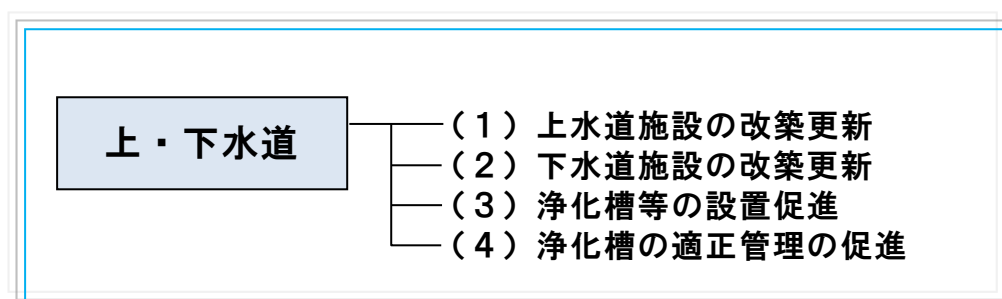
町全体の汚水処理率は83.3%となっており、残り約17%についても早急に水洗化に合わせた汚水処理の促進が必要です。

下水道施設については、終末処理場の第1期改築更新事業が完了し、第2期改築更新事業が令和2年度に完了予定です。

今後は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策を含めた第3期改築更新事業を実施していく必要があります。

また、浄化槽対象区域については、平成7年度から浄化槽設置整備事業を実施し、設置に対する支援を行うとともに、維持管理についても支援を行っていますが、快適で住みよい環境づくりに向け、今後とも継続して実施していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 上水道施設の改築更新

- ① 施設の老朽化や災害時の対応、水質管理の強化、事業の効率化を総合的に勘案し、上水道施設の改築更新を計画的に推進します。
- ② メーター器や配水管等の上水道施設について、適切な更新・整備に努めます。

(2) 下水道施設の改築更新

- ① 施設の老朽化や災害時の対応、事業の効率化を総合的に勘案し、下水道施設の改築更新を計画的に推進します。
- ② 下水道の新規加入を促進するとともに、汚水桝の適切な整備に努めます。

(3) 浄化槽等の設置促進

下水道処理区域以外の浄化槽対象区域において、浄化槽の設置やトイレの改造等に対する支援を行い、設置の促進を図ります。

(4) 浄化槽の適正管理の促進

浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、きれいな処理水が流されるよう、浄化槽の維持管理に対する支援を行い、適正管理を促進します。

5. 公園・緑地

現状と課題

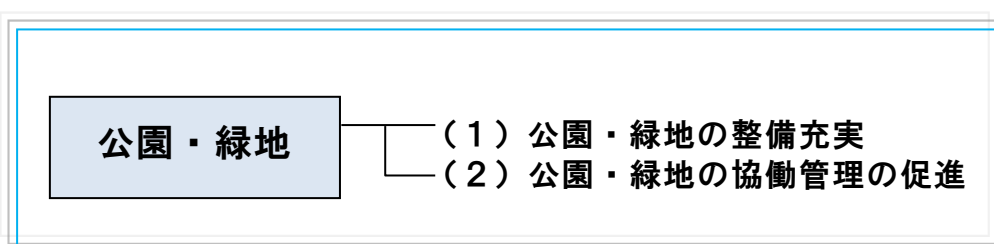
公園・緑地は、住みよい生活環境の創造や人々の憩い・交流の場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、様々な機能を持つ重要な施設です。

本町には、総合スポーツ公園をはじめ、農村公園、リバーフロントパーク、オートキャンプ場など、数多くの公園・緑地が整備されています。

また、住宅街には地区公園もあり、憩いと潤いあふれる住環境づくりに寄与しています。

これらの公園・緑地は、老朽化等に対応した施設・設備の修繕を適宜実施していますが、全国的にも老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、維持管理の充実が求められています。

施策の体系



主要施策

(1) 公園・緑地の整備充実

- ① 安全性の確保と利用しやすい環境づくりに向け、老朽化の状況等に応じ、公園・緑地の施設・設備の維持・修繕を計画的に推進します。
- ② 子どもの遊び場の確保を主目的とした新たな公園・緑地整備の必要性についての調査研究を進めます。

(2) 公園・緑地の協働管理の促進

地域住民や事業者等による公園・緑地の愛護活動を促進し、協働による維持管理体制の充実に努めます。

第3章 豊かで活力に満ちた愛別

1. 農業

現状と課題

国際情勢が大きく変化し、国内農畜産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、国は、農業分野を成長産業に位置づけ、攻めの農業を展開することで、海外競争力の強化や国土強靱化の対策を図るとともに、美しく伝統ある農産漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、担い手への農地の集積やスマート農業^{※9}の展開、中山間地域の活性化などを進めています。

本町では、米の主産地として愛別米栽培基準に基づいた生産を推進することで、ブランド化による「売れる米づくり」を展開し、販路の拡大を図るとともに、生産性の向上を目指して国営緊急農地再編整備事業によるほ場の大区画化や透排水性の改善に取り組んでいます。

こうした基盤整備が進む一方で、担い手は減少傾向にあるため、各地区の人・農地プラン^{※10}に基づき、10年先を見据えた担い手の確保と意欲ある農業者への農地の集積により、水田面積を確保していくことが課題となっています。

また、一人あたりの耕作面積が拡大する中で、大区画化後のほ場では、面積あたりの経営コストの削減や労働力の省力化による複合経営の取り組みが重要となり、ICTの導入や水稻作付における新技術の普及促進により課題解決を行うことが求められています。

きのこについては、北海道有数の生産量を誇り、地域産業の発展に大きく貢献しています。

しかし、近年は企業の参入により産地間競争が激化するとともに、大規模な施設による生産が主流を占め、きのこ産地の構図も大きく変わりました。そのため、さらなる生産コストの低減と良質なきのこの安定生産に向け、老朽化した施設の統廃合や経営の統合などを行

※9 ロボット技術やICTを活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

※10 地域の話し合いなどによる、地域において担い手となり得る農業者の選出と経営改善の計画。毎年見直しを行う。

っています。

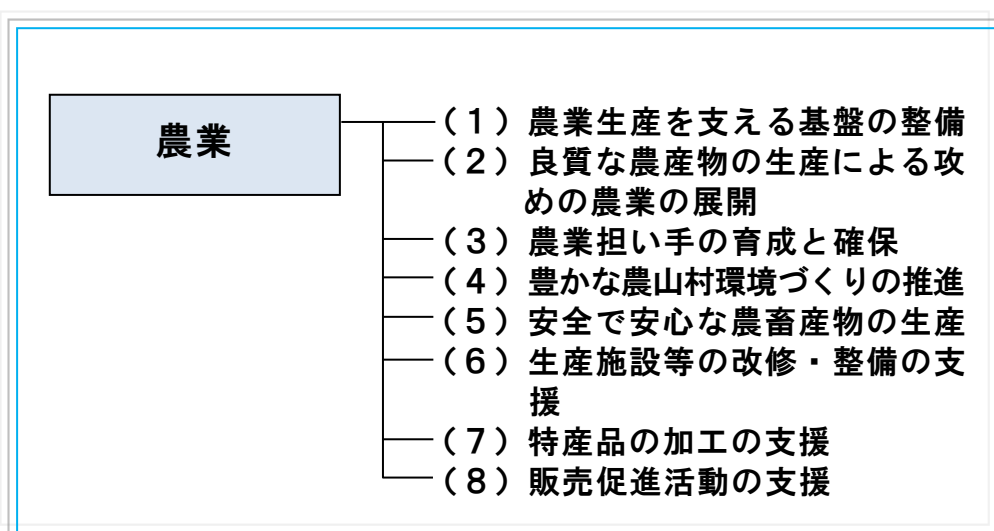
また、生産部門の基礎となる原材料については、いつの時代においても安定的な確保に努める必要があり、さらには生産技術の向上と安全・安心な生産体制を維持していくことが必要です。

一方、道内外の主要産地の生産出荷状況と消費動向に注目した販売への取り組みが、市場価格の下落に歯止めをかけ、一定価格の確保につながっていることから、引き続き努力が必要です。また、各地で開催されているイベントへも積極的に参加し、愛別きのこのブランド力の堅持に努めていますが、引き続き消費者から信頼される産地づくりが必要です。

本町における加工・販売の取り組みの現状としては、米やきのこを使った加工品開発だけにとどまらず、それに次ぐ特産品の取り組みとして、平成 30 年度からビーツの加工品開発や販売など農業の 6 次産業化^{※12}を進めています。

しかし、町内においてこれらの販売の拠点がなくことから、十分な特産品PRを行えていない状況にあります。今後は、特産品PRだけにとどまらず、観光PRの核となる直売所等の建設について検討が必要です。

施策の体系



※12 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

主要施策

(1) 農業生産を支える基盤の整備

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図るとともに、農地再編整備事業の促進などにより、ほ場の大区画化や透排水性の向上、土づくり対策の支援など、農業生産を支える基盤の整備を進めます。

(2) 良質な農産物の生産による攻めの農業の展開

- ① 良質な農産物の安定的な生産を図るため、新しい生産技術の普及に努めるなど、農作物のブランド化に向けた取り組みを推進します。
- ② 大区画化されたほ場における農業生産性を最大限に高めるため、農業の効率化や省力化を目指し、ＩＣＴを活用したスマート農業を推進します。
- ③ 農用地の拡大や農業用機械の拡充など、意欲ある農業者の経営拡大に向けた取り組みを推進します。

(3) 農業担い手の育成と確保

- ① 人・農地プランの定期的な見直しにより、将来を見据えた地域農業の担い手を確保し、農地中間管理事業^{※13}を活用して担い手への農地の集積を図ります。
- ② 農業振興センターが中心となり、新規就農者に対する農業生産技術の指導や研修機会の提供を行うとともに、資金の交付により安定的な農業経営の確立を支援します。
- ③ 農業法人化に向けた取り組みを支援するとともに、就業者の確保と定着を図ります。

^{※13} 農地を借り受け、農地を借りたい人にまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける、農地の中間的受け皿となる事業。

（４）豊かな農山村環境づくりの推進

- ① 日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を支える活動や、農村景観の形成と生態系の保全に向けた活動を促進します。
- ② 農作業体験を通じた都市住民との交流を促進し、交流人口の増加により地域の活性化を図ります。

（５）安全で安心な農畜産物の生産

- ① GAP※¹⁴の取得や減農薬・減化学肥料の取り組み等を推奨し、安全で安心な農産物の生産を促進します。
- ② 耕畜連携による良質な粗飼料の供給により、安全で安心な畜産物の生産を促進します。
- ③ 家畜自衛防疫組合を中心とした防疫対策の徹底により、損耗を防止することで畜産経営の安定化を促進します。

（６）生産施設等の改修・整備の支援

本町の基幹産業の維持・発展に向け、生産施設・設備について、生産性の向上やコストの低減に向けた整備改修を支援します。

（７）特産品の加工の支援

- ① 特産品を町民主導で販売するため、加工品等の商品開発やPR、販路拡大を支援します。
- ② 特産品PRと観光PRを兼ね備えた直売所等の建設を検討します。

（８）販売促進活動の支援

地場農畜産物や特産品等の販売を行うイベントの開催、近郊や大消費地に向けた商談会・イベントへの出店等について支援を行います。

※¹⁴ （Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の略。農産物（食品）の安全を確保し、よりよい農業経営を実現する取組。

2. 林業

現状と課題

森林所有者の高齢化や町外所有者の増加等を背景に、所有者の森林整備意欲が減退しており、このままでは国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止などの森林の持つ多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じています。

国は、森林の適切な経営管理の促進のため、森林経営管理制度を創設しました。制度の創設に伴い、温室効果ガス排出削減目標の達成、森林整備等の地方財源の安定的確保の観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

本町では、森林整備計画に基づいた経営計画を作成し、補助事業を活用しながら適切な管理に努めています。また、民有林の整備事業に対しては、所有者の負担の軽減を図るための支援を行っています。

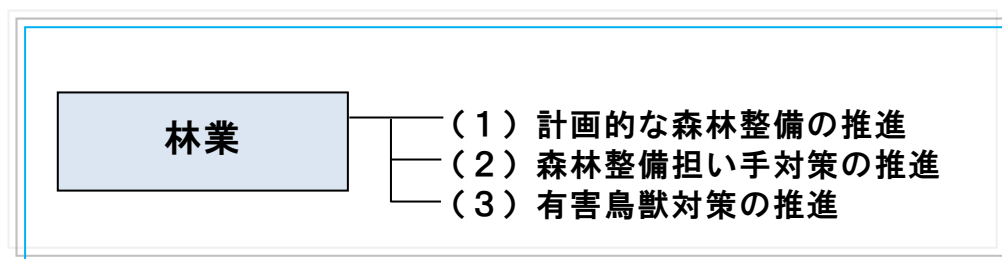
しかし、所有者の世代交代等により、所有者不明や森林に対する関心の薄れ、整備を担う人材不足により、民有林の整備が遅れています。

森林の持つ公益的機能の充実や木材生産資源としての維持・保全を図るためには、100年先を見据えた持続性のある森づくりが重要であり、整備の中心的な役割を担う森林組合の組織体制の充実、整備計画に基づく各種補助事業等の有効活用、北海道立北の森づくり専門学院等との連携による林業従事者の安定確保など、総合的な対策を進めていく必要があります。

また、全国的に有害鳥獣による農作物や森林等への被害が深刻化しています。

本町では、有害鳥獣対策連絡協議会や猟友会と連携し、猟友会への支援をはじめ、有害鳥獣の駆除や狩猟免許の取得に対する助成により有害鳥獣駆除の新たな担い手の育成を進めていますが、今後とも、狩猟免許の取得に対する支援を継続し、有害鳥獣駆除の担い手の確保に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、効率的な捕獲活動を促進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 計画的な森林整備の推進

- ① 町有林については、森林整備計画に基づいた経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、今後も適切な整備に努めます。
- ② 私有林については、森林組合が、森林整備計画に基づいた経営計画を作成し、森林環境保全整備事業等の補助金を有効活用しながら、適切な管理を進められるよう連携を図ります。森林整備が行き届かない一部の所有者に対しては、森林経営管理制度により、所有者に意向調査を行い、経営計画に入ること等を進め適切な管理が図れるようにするとともに森林環境譲与税等を活用した整備を一層推進していきます。

(2) 森林整備担い手対策の推進

- ① 林業従事者に奨励金を支給する森林整備担い手対策推進事業を継続するとともに、北海道立北の森づくり専門学院を支援する各種協議会に参画するなど森林整備担い手の確保に努めます。
- ② 地域林政アドバイザー制度を活用し、林業に携わる人の意識の高揚を図ります。

(3) 有害鳥獣対策の推進

- ① 被害防止計画に基づき、有害鳥獣対策連絡協議会や猟友会と連携し、有害鳥獣の駆除を促進します。特に、人身事故の危険が伴うヒグマや近年急激な増加傾向にあるアライグマに効率的に対応するため、センサーカメラ等の機材の充実を進めます。
- ② 狩猟免許の取得に対する支援や猟友会への支援を継続し、有害鳥獣駆除の担い手の確保に努めます。

3. 商工業

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供をはじめ、まちのにぎわいの創出や地域住民の交流の促進など、まちづくりにおいて重要な役割を担っていますが、人口の減少や大型店の進出等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が深刻化し、その対策が大きな課題となっています。

本町の商業についても、過疎化の進行による人口の減少や購買力の町外流出により、厳しい状況です。

このような中、市街地活性化施設として整備した「蔵KURARA」とその周辺では、夏まつり等のイベントが開催され、まちの顔である商店街のにぎわいづくりに寄与しています。

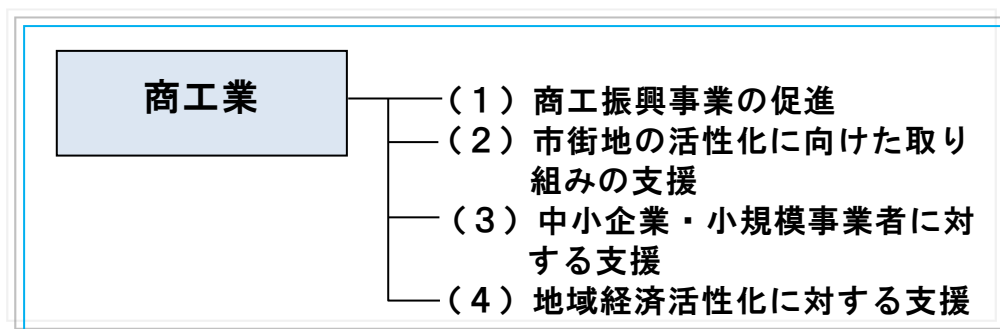
しかし、本町の商店街も経営者の高齢化や後継者不足等による空き店舗等が増加し、市街地全体としての活性化が課題となっています。

一方、工業は、まちの活力の向上や雇用の場の確保など、地域活性化に大きな役割を果たしていますが、地方においては、景気回復の実感に乏しい中、依然として厳しい状況が続いています。

本町の工業は、製造業が中心となっていますが、地方の経済が依然として厳しい中、事業の縮小等に追い込まれてきています。

本町における第2次産業の発展は今後の町政運営上においても重要であり、経営の安定化を支援していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 商工振興事業の促進

地域経済の振興に向け、商工会が行う中小企業・小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業の実施を支援します。

(2) 市街地の活性化に向けた取り組みの支援

- ① 商店街の活性化に向け「蔵 KURARA ら」の利用促進と人々が集まるにぎわいのある町並の整備について、町と商工会、各種関係団体の協働により検討を進めます。
- ② きれいで明るい商店街づくりに向け、関係団体が行う商店街の環境美化活動等の実施を支援します。
- ③ 魅力ある店舗づくりに向け、店舗等の改築・改修を行う事業主や空き地・空き店舗を活用して新築・改修を行う起業者等に対する支援を行います。

(3) 中小企業・小規模事業者に対する支援

中小企業・小規模事業者の育成と経営の安定のため、融資制度や補助事業等により支援を行います。

(4) 地域経済活性化に対する支援

町内商工業が活性化するためには、町内における消費を喚起し、下支えすることが重要なことから、地域経済活性化のための支援を行います。

4. 観光

現状と課題

観光は、地域経済の活性化はもとより、新たな人の流れを生み出し、人々の定住・移住につながるものとして、まちづくりにとって重要な役割を果たしています。

本町には、自然景観に優れた旭川国際カントリークラブやパークゴルフ場、オートキャンプ場、協和温泉等があり、年間およそ6万人の観光客が訪れていますが、ここ数年は横ばい傾向が続いているため、近年増加傾向にあるインバウンド^{※15}への対応や様々な手段を活用した観光PRの強化など、新たな視点からの取り組みを進めていくことが必要です。

また、本町は、旭川市をはじめとする圏域市町で組織された「大雪カムイミントラDMO^{※16}」に加盟し、圏域の幅広い観光資源を活用した魅力ある観光地域づくりを進めているほか、「大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会」による日本ジオパーク^{※17}認定に向けた取り組み、「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」による日本遺産^{※18}認定を活用した取り組みなどを進めていますが、今後とも、こうした広域的な観光振興・地域振興に積極的に取り組んでいくことが必要です。

さらに、本町は特色ある農業のまちであり、新鮮で安全・安心な農畜産物が観光資源の一つとなっていますが、これらと観光を融

※15 訪日外国人旅行。

※16 DMOとは、観光地域づくりの舵取り役として、各種調整機能を持つとともに、各種観光データの収集・分析等を行い、戦略を組み立て運営する法人格を持った組織。大雪カムイミントラDMOは、アイヌの人々が「神々の遊ぶ庭（カムイミントラ）」と呼んだ大雪山国立公園を核とする圏域が、国内外の多くの人々に認知され、幾度となく訪れたい地域として選ばれるよう舵取り役として様々な事業に取り組んでいる。

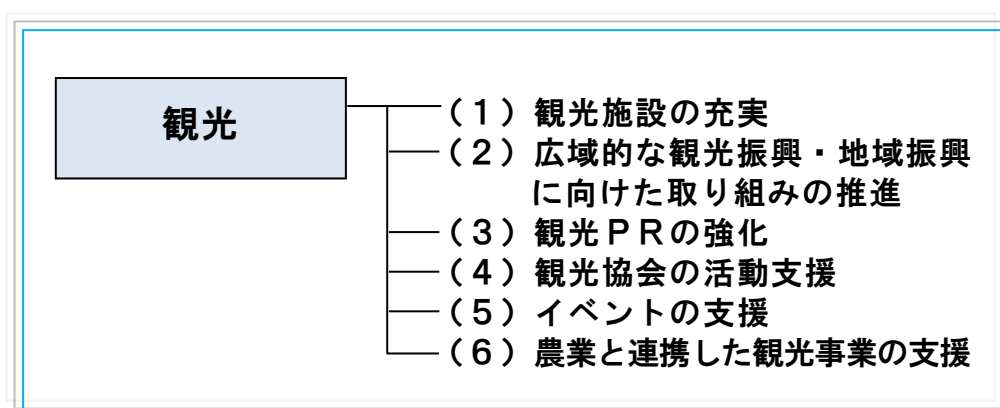
※17 ジオパークとは、貴重な自然景観や特徴的な地形地質を有し、地域の地質的な成り立ちやそこで暮らす人たちの文化を学ぶことができる自然公園。日本では43地域が認定されている。

※18 地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取り組みを支援する制度。平成30年度に、本町を含む2市10町で申請していた上川アイヌに関するストーリーが日本遺産に認定された。

合する具体的な取り組みが必要です。

現在、あいべつ夏まつりやきのこの里フェスティバルなどのイベントが開催されていますが、これらは特産品の消費拡大や町のPRに大きく寄与していることから、今後も継続的な開催が望まれています。

施策の体系



主要施策

(1) 観光施設の充実

本町の観光の魅力づくりに向け、町民や事業者等と協働し、オートキャンプ場やパークゴルフ場をはじめとする観光関連施設の充実を図ります。

(2) 広域的な観光振興・地域振興に向けた取り組みの推進

- ① 「大雪カムイミントラDMO」とともに、圏域一体の滞在交流型観光やスノーリゾート構想を推進し、プロモーション活動とともに、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進します。
- ② 「大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会」とともに、日本ジオパークの認定及び活用に向けた各種活動を推進します。

- ③ 「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」とともに、日本遺産に認定されたストーリー『カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～』を活用した地域活性化事業を推進します。

（３）観光ＰＲの強化

ホームページやＳＮＳ、マスコミ、ふるさと納税制度等の活用、映像やパンフレットの作成など、様々な媒体・手段を活用し、観光ＰＲの強化を図ります。ＰＲにあたっては、外国人観光客への対応も含めた取り組みを行います。

（４）観光協会の活動支援

観光の振興による町の活性化に向け、観光協会が行う各種観光事業の実施を支援します。

（５）イベントの支援

町民同士の交流を促進するとともに、町内外の人々に本町の特産物や魅力をＰＲするため、あいべつ夏まつり及びきのこの里フェスティバルの実施を支援します。

（６）農業と連携した観光事業の支援

中学生・高校生などの若者や農業に関心のある団体等との交流を通して農業や本町に対する理解を深めるため、「農作業体験等受入推進協議会」が行う農作業体験等の活動を支援します。

5. 労働

現状と課題

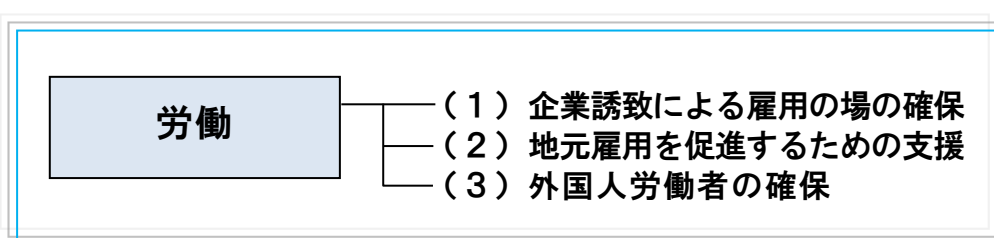
国の経済政策の効果等により、有効求人倍率^{※19}が高水準となるなど、雇用情勢は改善してきています。

本町近郊においても、雇用情勢は着実に改善してきていますが、多くの中小企業においては、景気回復の実感に乏しい状況にあり、それを反映し、労働人口の地域外へ流出や、これに伴う人口減少や担い手不足が続いており、雇用対策の推進が大きな課題となっています。

このため、今後は、本計画に掲げる各種の産業振興施策を積極的に推進するほか、大都市圏に比較的容易にアクセスできる立地・交通条件や災害が比較的少ない自然条件などの本町の強みを積極的にPRし、新たな企業の誘致を進め、雇用の場の確保に努める必要があります。

また、関係機関との連携のもと、情報提供や相談をはじめ、若者の地元就職やU・I・Jターン^{※20}の促進、通年雇用の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



※19 ハローワークに登録している求職者に対する、求人を募集している企業からの求人数の割合。

※20 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地に関わらず住みたい地域へ移り住むこと。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。

主要施策

(1) 企業誘致による雇用の場の確保

企業振興促進条例に基づく支援制度の周知をはじめ、立地・交通条件や自然条件、子育て・教育環境などの本町の強みについて情報発信を行いながら、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地を促進します。

(2) 地元雇用を促進するための支援

- ① ハローワーク旭川等の関係機関と連携し、就職に関する情報提供や相談、職業能力の開発に関する支援を行います。
- ② 町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に向け、北海道と共同し、東京圏から本町に移住して就業した人に対する支援を行います。
- ③ 関係機関との連携や広域的連携のもと、通年雇用を促進するための支援を行います。
- ④ 美深高等養護学校あいべつ校とも連携しながら、障がい者の雇用の場の確保を促進します。
- ⑤ 特定地域づくり事業推進法^{※21}に基づく、新たな雇用確保の仕組みづくりの可能性について調査を進めます。

(3) 外国人労働者の確保

農林業、商工業、福祉、教育などの様々な分野において、外国人労働者の雇用機会の確保に努めます。

※21 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の略。地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、特定地域づくり事業協同組合の認定、その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めた法律。

第4章 人と文化が輝く愛別

1. 学校教育

現状と課題

技術革新やグローバル化の進展、少子高齢化や核家族化の進行など、児童・生徒や保護者を取り巻く環境は急速に変化しており、これらに対応した学校教育環境の整備が求められています。

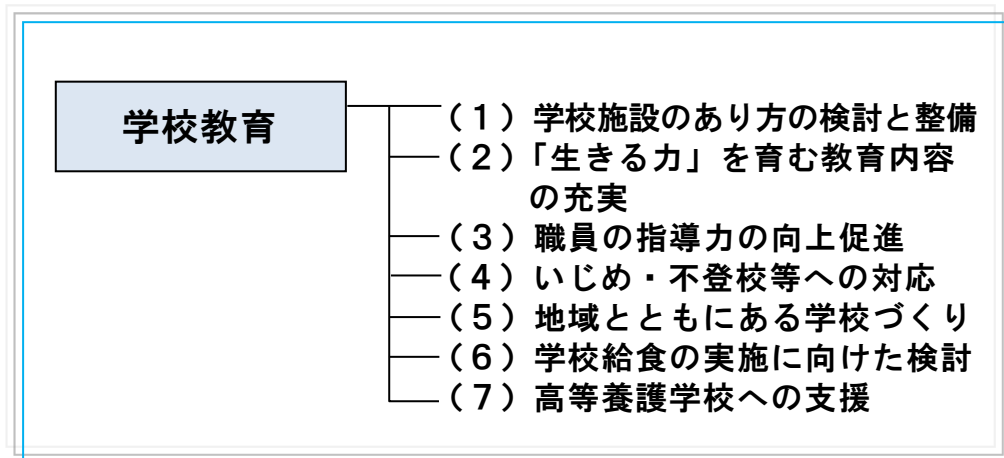
現在、本町には幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ1箇所ずつあります。本町ではこれまで、学校施設の計画的整備や社会変化に対応した教育内容の充実を積極的に進めてきました。また、近年では、平成30年度にコミュニティ・スクール^{※22}を導入し、地域が学校運営に参画することで、子どもたちの幅広い学びを保障し、地域とともにある学校づくりを進めています。

しかし、学校施設の老朽化や児童・生徒数の減少等に伴い、今後の学校施設のあり方を検討していくことが必要となっているほか、教育内容についても、社会環境が大きく変化する中で、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他と協働して課題解決を行うことができる子どもたちを育成していくことが求められています。

このため、小中一貫校等を視野に入れながら、学校施設の整備充実を進めていくとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、そのための教職員の指導力の向上、コミュニティ・スクールの充実など、新しい時代を切り拓く人材の育成に向けた総合的な取り組みを進めていく必要があります。

^{※22} 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

施策の体系



主要施策

(1) 学校施設のあり方の検討と整備

- ① 本町の実情に即した安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、小中一貫校や義務教育学校を視野に入れながら、今後の学校施設のあり方について検討します。
- ② 学校施設長寿命化計画を策定し、これに基づく整備等を推進します。
- ③ 教育用ＩＣＴ機器の整備をはじめ、教育内容の充実に即した教材・教具の充実を図ります。

(2) 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容の充実、幼・小の連携強化に努めます。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力の的確な把握や調査結果の有効活用、ＩＣＴ機器の積極的な活用、ＡＥＴ※²³を活用した英語教育の充実、幼・小・中・高の連携強化、学習サポート事業の実施に努めます。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実、読書活動の促進を図ります。

※²³ 英語指導助手。

- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実を図ります。
- ⑤ 支援を必要とする児童・生徒に対し、支援員の活用等により、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- ⑥ 一貫した教育を通じて児童・生徒の発達と学びの継続を促すため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成・実施を図ります。

（３）教職員の指導力の向上促進

教育内容の充実に必要不可欠な教職員の指導力の向上を図るため、研修・研究活動を支援します。

（４）いじめ・不登校等への対応

いじめや不登校等の問題行動の防止に向け、講演会の開催やスクールカウンセラー※²⁴の活用による相談・指導を行います。

（５）地域とともにある学校づくり

- ① コミュニティ・スクールの取り組みについて、町民への周知や取り組みを支える人材の確保・育成等を進め、一層の充実を図っていきます。
- ② 学校だよりによる学校評価の公表など、学校の情報公開を積極的に行います。

（６）学校給食の実施に向けた調査

児童・生徒の心身の健全な発達や学校における食育の推進、保護者の負担軽減等に向け、学校給食の実施に向けた調査を進めます。

（７）高等養護学校への支援

高等養護学校のある町として、学校運営や学習活動等への支援を行います。

※²⁴ 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

2. 社会教育

現状と課題

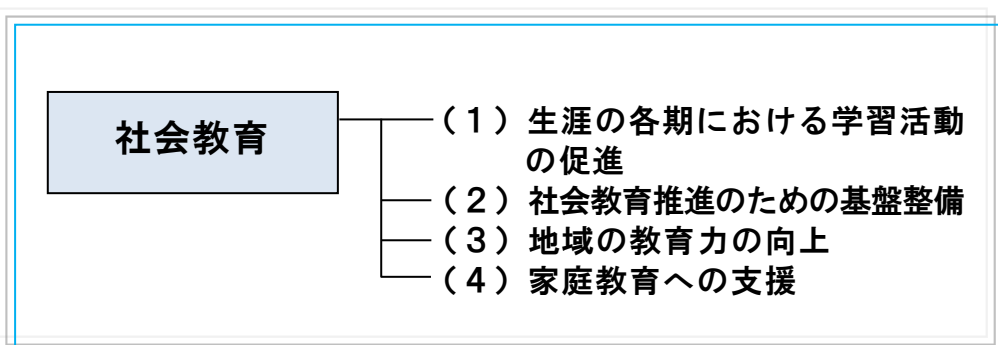
少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展をはじめとする社会環境の急速な変化に伴い、地域の教育力の低下や家庭・生活環境の変化など、地域社会の状況や教育を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、学校教育においても、こうした変化に対応できるよう「社会に開かれた教育課程」が進められていますが、学校・家庭・地域の連携の強化や、体験活動等をとおして地域社会とふれあうことで、社会への関心・参画を促進し、「生きる力」を育む社会教育の重要性は一層高まっています。

本町では、地域の教育資源を生かした体験活動など、幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした学習機会の提供を行っています。

今後とも、生涯の各期に応じた学習機会の提供と拡充を行うとともに、豊かな知識と経験の成果を地域社会の中で生かすことのできるシステムづくりや異世代間の交流の場の拡充を図り、町民の社会参加をさらに進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯の各期における学習活動の促進

- ① 子どもたちが大人や地域とふれあい、豊かな人間性を育むことができるよう、子ども会事業や地域体験事業の充実、子ども会リーダー研修会等の開催、世代間・地域間交流の実施を図ります。
- ② ボランティアの育成・支援や青年団体活動への支援、研修会等への参加促進などにより、地域と関わる機会の充実を図り、地域活動に積極的に参加できる体制づくりを進めます。
- ③ 豊かな知識と人間性を育むため、本に出会い、ふれる機会の提供や各種講座の実施、生きがいを高める学習機会の提供と世代間交流学習の推進、知識と経験を地域社会の中で生かす活動の充実など、生涯各期における学習活動を支援します。

(2) 社会教育推進のための基盤整備

- ① 社会教育を推進するため、公民館分館などの施設の耐震化を含めた改修を行い、有効活用を図ります。
- ② 生涯学習だよりやホームページ等の情報媒体を利用した情報提供の充実を図ります。

(3) 地域の教育力の向上

- ① 地域での活動との連携を進め、地域の人材や自然を生かした学習機会の拡充を図ります。
- ② 子ども会等の関係団体間の連携の促進や青少年育成協議会への支援を行い、地域の教育力の向上と効率化を図ります。
- ③ 各種研修会への参加を促し、地域における指導者の育成を進めます。
- ④ 学校・家庭・公民館各分館の連携強化や地域学校協働本部の体制整備と活動の促進、学校運営協議会と連携した学校支援の促進など、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

（４）家庭教育への支援

- ① 子育て支援センターと連携した講座・教室の充実や子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実、関係機関・団体と連携した子育て支援の充実を図り、家庭における子育て支援機能の強化を進めます。
- ② 家庭教育に関する学習機会を提供し、子育て家庭の教育力の向上を図ります。

3. 文化芸術

現状と課題

文化芸術は、潤いのある心豊かな生活や地域の活性化、青少年の豊かな創造性や情操を育む上で重要な役割を果たしています。

本町では、文化連盟加盟団体をはじめとする文化団体や個人が自主的に活動を行っています。

町民が活発に文化芸術活動を行うためには、優れた文化芸術にふれる機会や環境を一層整える必要があります。また、文化芸術活動への支援を充実させ、活動の成果を発表する場を設けるとともに、豊かで活気ある地域づくりへとつなげていく必要があります。

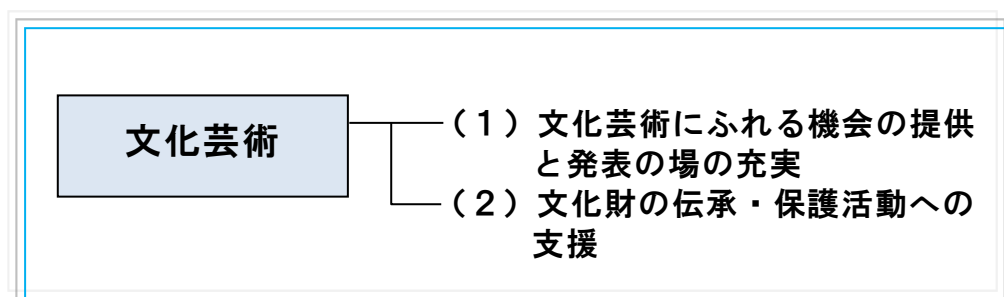
文化財については、長い間受け継がれてきた重要なものであり、歴史や文化を正しく理解するためにも欠かせないものです。住民共通の財産でもある文化財を次の世代へと継承していくためには、地域の歴史や文化を象徴する文化財への関心を高め、保存・活用につなげていくことが求められています。

本町では、町指定無形文化財の岐阜獅子神楽があり、その保存会が精力的に保存・伝承活動を行っています。また、文化財に関する学習を行うサークルが町民の手によって運営され活動しています。

しかし、文化財や郷土資料の収蔵体制の充実は長年の課題となっているほか、過疎化や少子高齢化など時代変化が進む中で、無形文化財の次世代への伝承活動にも不安を残しているのが現状です。

このような状況を踏まえ、今後は、文化財の価値や魅力を確実に守り伝える機会の提供や情報発信を行い、それらの担い手となる人材を発掘・育成するとともに、子どもたちへの伝承活動や保存・保護活動への支援に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 文化芸術にふれる機会の提供と発表の場の充実

- ① 町民文化祭や音楽行進の開催支援、芸術鑑賞事業の実施・充実などにより、文化活動やその成果を発表する機会の提供を図ります。
- ② 町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促進するため、文化連盟・文化団体への支援を行います。
- ③ 研修会や交流会への参加促進等により、文化芸術活動の指導者の育成を図ります。
- ④ 文化芸術活動の活発化に向け、生涯学習だよりやホームページ等を活用し、活動や施設利用に関する情報提供に努めます。

(2) 文化財の伝承・保護活動への支援

- ① 町民の文化財への理解を深め、保存・保護意識を醸成するため、文化財や郷土資料にふれる機会の提供を図ります。
- ② 郷土芸能を次世代へ伝承していくため、岐阜獅子神楽保存会等の保存団体の活動を支援します。
- ③ 郷土研究資料の整理・保管体制の再構築について検討・推進し、文化財の適切な保護に努めます。

4. スポーツ

現状と課題

近年、社会環境の急速な変化の中で、ストレスの増加や運動不足といった傾向がみられ、また本格的な高齢社会を迎え、介護予防や健康づくりが重要視され、スポーツへの関心が高まっており、心身ともに健康で充実した生活を送るためにも、誰もが、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することが求められています。

本町では、スポーツ協会加盟団体をはじめ、多くの町民がスポーツ活動を行っています。

しかし、町内で体験できるスポーツの種類が限られ、スポーツに親しめる環境が十分とはいえない状況にあります。

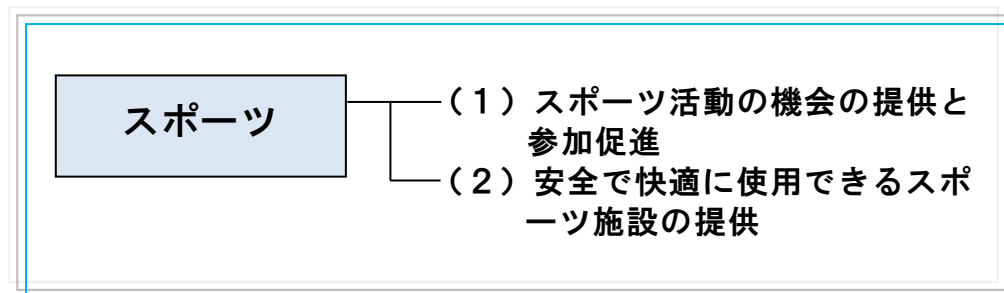
このため、全町的なスポーツイベントの開催をはじめ、関係機関と連携した各種教室の開催、スポーツ協会と連携したスポーツ団体の育成や各種大会の開催等を図る必要があります。

また、多様化する生涯スポーツのニーズに対応するため、スポーツ施設の充実が求められています。生涯スポーツを促進するためには、活動の基盤となる施設環境の整備が不可欠です。

本町では、町民が多様なスポーツ活動を行えるよう、各種スポーツ施設を整備し、活動の場を提供してきました。

しかし、施設によっては老朽化が進んでいるため、大規模改修や利用者が少ない施設等の統廃合、近隣自治体との広域利用など、人口規模に応じたスポーツ施設のあり方を調査検証し、町民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう総合的に判断していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ活動の機会の提供と参加促進

- ① スポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会の充実を図り、町民の参加促進に努めます。
- ② 笹川スポーツ財団がコーディネートするチャレンジデーに参加し、町民のスポーツ活動への参加を促進します。
- ③ 日本サッカー協会が展開するJFAこころのプロジェクト「夢の教室」を実施し、町内の児童・生徒に夢を持つことの大切さを伝える授業を通して、夢について考える教育機会を設けます。
- ④ 各種スポーツ団体の定期活動や大会参加を促し、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進するため、スポーツ協会への支援を行います。
- ⑤ 学習機会の提供や研修会への参加促進等により、スポーツ活動の指導者の育成を図ります。
- ⑥ スポーツ部門と保健福祉部門が連携し、充実した教室の開催に努めます。
- ⑦ スポーツ活動の活発化に向け、生涯学習だよりやホームページ等を活用し、活動や施設利用に関する情報提供に努めます。

（２）安全で快適に使用できるスポーツ施設の提供

- ① 各種スポーツ施設について、安全性の確保と利用促進に向けた施設・設備の改修等を計画的に進めます。
- ② 指定管理者制度を活用し、スポーツ施設の効率的な維持管理に努めます。
- ③ 各種スポーツ団体が楽しくスポーツ活動を行えるよう、学校開放事業の利用を促進します。

第5章 明日への基盤が整った愛別

1. 土地利用

現状と課題

土地は、現在及び将来における限られた資源であり、生活や生産などの諸活動の共通の基盤であることから、自然環境の保全を図りつつ、地域の様々な諸条件に配慮しながら利用することが求められます。

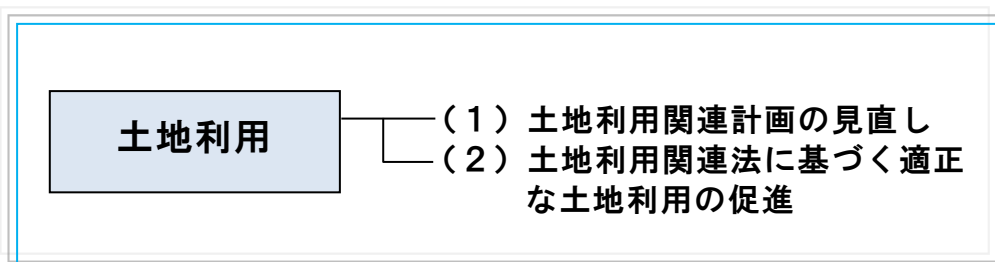
本町は、山々に囲まれ、雄大で美しい自然環境と肥沃な土地に恵まれています。限られた資源に変わりはなく、町民の豊かな生活や地域産業の維持・発展には適正な土地利用を進めていくことが重要となります。

このため、農村地帯である本町は、農業振興地域整備計画に基づく適正な土地利用を図り、優良農地を確保するとともに、国営緊急農地再編整備事業の実施など、生産基盤の整備を積極的に行い、農業経営の安定的発展に取り組んでいく必要があります。

また、本町の総面積の約8割が山林・原野であることから、森林整備計画に基づき、豊かな森林の確保と林道を含む適正な森林の管理がより一層重要となってきます。

市街地については、過疎化の進行により空き地が増加してきていることから、未利用地の有効活用を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）土地利用関連計画の見直し

将来にわたって適正かつ効率的な土地利用を促進するため、土地利用関連計画の見直しを適宜行います。

（２）土地利用関連法に基づく適正な土地利用の促進

- ① 土地利用関連法の各種制度概要や手続き関係について、ホームページを中心とした情報提供を行い、普及啓発に努めます。
- ② 大規模な開発行為に関しては、関連法との調整を図るとともに、慎重な検討を行い、適正な土地利用を促進します。

2. 道路・公共交通

現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤です。

本町の道路網は、国道 39 号と道道 6 路線を中心に、これらと結び合う町道 171 路線によって構成されています。

また、旭川紋別自動車道が走り、愛別インターチェンジと愛山上川インターチェンジが設置されています。旭川紋別自動車道は、令和元年末に比布ジャンクションから遠軽インターチェンジまでが開通しており、早期の全線開通が望まれています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、車社会の進展に伴い、地域を越えた行動範囲の拡大や輸送の増大による道路機能の低下、さらには高齢化が進む中、一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

町道は、各種補助制度を有効に活用しながら年次計画で道路整備を行っています。簡易舗装（防塵舗装）区間は、冬期の凍結による被害が特に市街地に多く、今後は路盤改良を年次的に進めていく必要があります。

地域住民の生活基盤となっている道路や橋梁、トンネル等の公共土木施設は、維持管理水準の設定を行い、施設点検、施設の長寿命化修繕計画の策定及び補修を進め、長寿命化とコストの縮減を図る必要があります。

また、冬期間の安全な交通を確保するため、国道・道道の全路線及び町道 144 路線、歩道 10 路線の除雪を行っています。町内の除排雪については、関係機関と連携して町民の要望に沿った対応に努め、冬期間の安全確保対策を進めていく必要があります。

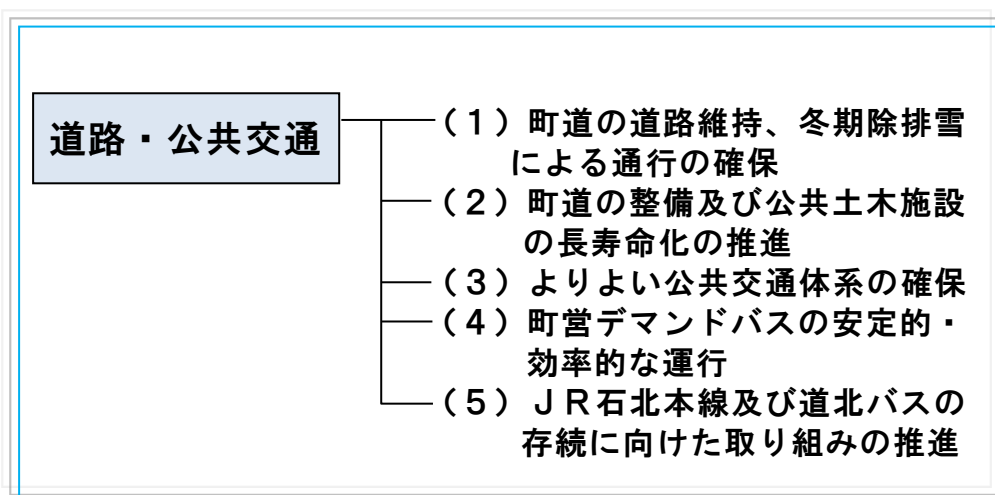
一方、町内の公共交通の現状としては、JR 石北本線が走り 4 つの駅が設置されているほか、道北バスの 3 路線が運行されており、町営デマンドバスについても 1 路線運行しています。また、その他の交通手段として、民間のハイヤー 1 事業者が営業しています。

これらの公共交通は、高校生の通学や高齢者等の買物・通院の足として非常に重要な役割を果たしていることから、将来にわたり

維持・確保を図っていく必要があります。

このため、地域公共交通会議による協議に基づき、利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・確保、利便性の向上に努めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 町道の道路維持、冬期除排雪による通行の確保

- ① 幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持管理に努めるとともに、町民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。
- ② 冬期間の通行及び安全性の確保に向け、国・北海道と連携しながら、スタッドレスタイヤに対応した道路管理及び除排雪体制の維持・充実に努めます。

(2) 町道の整備及び公共土木施設の長寿命化の推進

国・道道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、また地域の要望を踏まえながら、町道の整備及び橋梁、トンネルの長寿命化を計画的・効率的に推進します。

（３）よりよい公共交通体系の確保

地域公共交通会議を適宜開催し、町民や関係機関、交通事業者とともに、よりよい公共交通体系の実現に向けた協議を行います。

（４）町営デマンドバスの安定的・効率的な運行

町営デマンドバスについて、車両の適切な管理を行うとともに、交通事業者と連携し、安定的かつ効率的な運行を行います。

（５）ＪＲ石北本線及び道北バスの存続に向けた取り組みの推進

ＪＲ石北本線及び道北バスについて、関係機関や関係自治体と協調し、利用者の増加に向けた施策を推進しながら、各交通事業者にその維持・存続を働きかけていきます。

3. 情報化・技術革新

現状と課題

スマートフォンやタブレット端末^{※25}の急速な普及、SNS^{※26}等のサービスやクラウド・コンピューティング^{※27}の利用拡大など、ICTは目覚ましく進展し、日常生活や社会のあらゆる場所・活動において既に必要不可欠なものとなっています。

また、ロボットや自動走行車、AI、IoTが生活に身近なものとなるなど、新たな社会（Society 5.0）を迎えつつあります。

本町ではこれまで、町内各公共施設の光ファイバ網によるネットワーク化など行政内部の環境整備、ホームページの作成・活用、情報化に関する学習機会の提供を進めてきたほか、テレビの受信障害の解消を目的として、光ファイバ網を町全域に整備し、IP告知端末を全戸に設置するとともに、超高速インターネットやケーブルテレビが利用可能な環境を整備しています。

また、近年では、社会保障・税番号制度^{※28}の開始に伴い、個人情報・行政情報の適正管理や行政事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティ対策^{※29}の強化などに取り組んできました。

今後、こうした情報化や技術革新は、町民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化にこれまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、行政内部の情報化の一層の推進や光ファイバ網の利活用等による新たな情報サービス提供の仕組みづくりをはじめ、さらなる情報化や技術革新の利活用に向けた取り組みを進めていく必要があります。

※25 スマートフォンより大きく操作しやすい板状の携帯用端末。

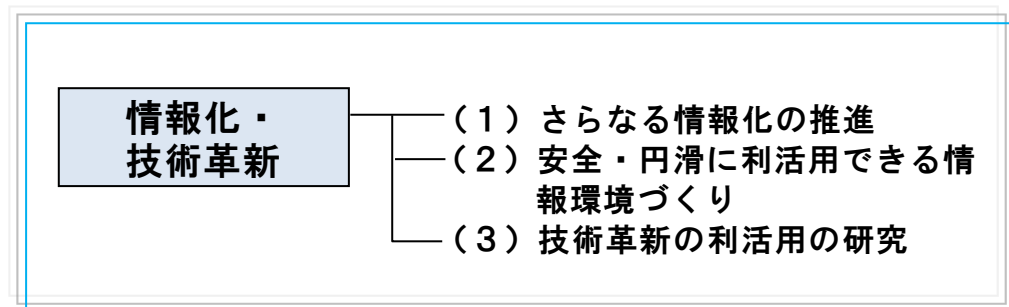
※26 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人々との交流を目的としたサービスの総称。

※27 従来は手元のコンピュータで管理・利用していたソフトウェアやデータなどを、インターネットなどを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。

※28 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されている。

※29 データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

施策の体系



主要施策

(1) さらなる情報化の推進

- ① これまで導入した各種システムの維持・更新を行うとともに、道との連携によるシステムの導入など新たな取り組みを推進し、行政内部のＩＣＴ環境の一層の充実を図ります。
- ② すべての町民が等しく情報サービスを利用することができるよう、通信事業者と連携し、超高速インターネットやケーブルテレビの利用促進に努めます。
- ③ ＩＰ告知端末の老朽化等を踏まえ、時代の流れに合わせた新たな情報サービス提供の仕組みづくりについて検討し、その実現化に向けた取り組みを進めます。

(2) 安全・円滑に利活用できる情報環境づくり

- ① 各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策※³⁰を推進します。
- ② 町民だれもが支障なく利活用できる情報環境づくりと情報化を支える職員の育成に向け、町民への学習機会の提供及び職員へのＩＣＴに関する教育・研修等を推進します。

(3) 技術革新の利活用の研究

新たな社会（Society 5.0）づくりに向け、本町のまちづくりにおけるロボット、ＡＩ、ＩｏＴなどの未来技術の利活用の可能性について研究を進めます。

※³⁰ データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

4. 住宅、定住・移住対策

現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、人々が定住するための重要な要素です。

本町には、民間借家が少なく、借家のほとんどが公営住宅等の公的借家であり、セーフティーネットとしての機能を踏まえつつ、入居者の傾向などを的確にとらえた公営住宅の供給が課題となっています。

平成 30 年度末現在、8 団地 69 棟 287 戸の公営住宅を管理しており、平成 27 年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化している公営住宅については建て替えを進めており、今後も計画的・継続的な住環境の整備が求められています。

さらに、既存の公営住宅等について、良好な居住環境を確保するため、標準周期を踏まえた定期的な点検・修繕、長寿命化を図る予防保全的な改善手法による整備も求められています。

このため、今後、子育て世帯や高齢世帯、核家族世帯など、多様な生活様式に応じた魅力ある住環境の実現に向け、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて公営住宅等の適正な維持管理を図る必要があります。

また、住宅の耐震化については、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況であり、国や北海道においても耐震化の促進に向けた取り組みが強化されています。

本町では、平成 24 年度から民間住宅の耐震改修の補助を行っているものの実績はなく、町内の住宅のおよそ 49%が耐震性能を満たしておらず、耐震化の促進が課題となっています。

このため、平成 30 年度に策定した耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震化の促進に努める必要があります。

また、全国的に人口減少の克服・地方創生に向けた取り組みが進められていますが、人口減少が急速に進む本町では、人口減少を少しでもゆるやかにしていくことが強く求められています。

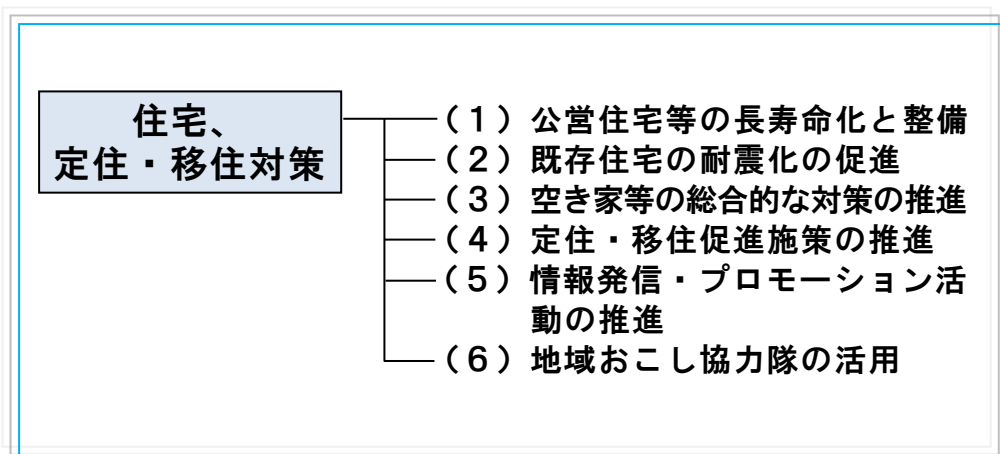
特に、民間借家の少ない本町では、人々の定住・移住の促進に向けた住宅の確保が大きな課題となっており、近年全国的な問題と

なっている空き家等対策についても必要な措置を講じていかなければならない状況にあることから、情報の収集・提供や空き家等の有効活用を促進していく必要があります。

しかし、対策を進めるための体制が整っておらず、今後は、条例の制定や計画策定などの体制整備を図り、総合的な対策を講じていく必要があります。

また、人口減少に歯止めをかけるため、移住に関する相談体制の充実をはじめ、移住希望者を掘り起こすための町の情報発信・プロモーション活動の強化、地域おこし協力隊の活用など、実効性のある取り組みを積極的に行っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 公営住宅等の長寿命化と整備

公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な公営住宅等の長期的な維持管理に努めるため、町民ニーズや民間による持ち家取得の動向を勘案しながら、管理戸数の設定を行い、耐用年限が経過した既存公営住宅等の建て替え、老朽化の進行・抑制に対応した改善等整備手法の見直しなどを行い、公営住宅等の効率的・効果的な整備を推進します。

（２）既存住宅の耐震化の促進

地震による被害の軽減を図り、町民が安全に安心して生活できるよう、耐震化の必要性を周知し、町民の意識の向上に努めるとともに、旧耐震基準の住宅に係る診断・改修工事の支援を行い、既存住宅の耐震化を促進します。

（３）空き家等の総合的な対策の推進

- ① 条例の制定や計画策定、協議会の設立・運営など、空き家等対策を総合的に推進していくための体制整備を図ります。
- ② 条例や計画に基づき、有効な空き家等対策事業を着実に実施していきます。

（４）定住・移住促進施策の推進

- ① 定住・移住希望者に対するワンストップ相談窓口の体制整備を図ります。
- ② 空き家等を活用した定住・移住を促進するため、改修等に対する支援を行うとともに、支援制度の内容充実に向けた調査を進めます。
- ③ 首都圏を中心とした移住者を獲得するため、北海道や町内企業との連携による移住支援施策を実施します。

（５）情報発信・プロモーション活動の推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミの活用、都市圏での移住イベントへの参加をはじめ、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

（６）地域おこし協力隊の活用

地域おこし協力隊を積極的に活用し、定住・移住につなげるとともに、地域振興に向けた様々な取り組みを実施していきます。

第6章 力を合わせてつくる愛別

1. 地域間交流

現状と課題

地域間の交流は、自らの地域の特性や課題の再発見、郷土を愛する心の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本町では、昭和63年に、当時の滋賀県愛東町女性C・Iチームからバレンタインデーに届いた一通の手紙と一粒のチョコレートがきっかけで、全国の愛のつく町（神奈川県愛川町、当時の長崎県愛野町）との交流が始まりました。

現在は、市町村合併で愛東町は東近江市、愛野町は雲仙市となりましたが、これまでのつながりの中で人の交流の火は消えることなく続けられており、今後とも継続して交流に取り組んでいくことが求められています。

ふるさと会については、平成26年に、ふるさと応援団としての位置づけで旭川市内を中心とした愛別町出身者でつくる「あさひかわ愛別会」が設立され、現在では「札幌ふるさと愛別会」と「とうきょう愛別会」を含めた3組織との交流を行っています。

これらの組織は、町の特産物の積極的な購入やふるさと納税制度を活用した財政的支援、情報発信への協力など、本町のまちづくりにとって大きな役割を果たしていることから、今後とも本町の応援団・関係人口として、様々な場面で連携を図っていくことが望まれます。

施策の体系

地域間交流

- (1) 「愛のまち交流」の継続と充実
- (2) ふるさと会等との連携強化

主要施策

(1) 「愛のまち交流」の継続と充実

他地域との交流を通じたまちづくり・人づくりに向け、滋賀県東近江市愛東地区との交流を中心に、「愛のまち交流」の継続と内容充実に努めます。

(2) ふるさと会等との連携強化

本町の応援団である、「あさひかわ愛別会」・「札幌ふるさと愛別会」・「とうきょう愛別会」の3組織を中心に、関係団体・組織との多様な場面での連携の強化を図っていきます。

2. コミュニティ

現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行、価値観の多様化等に伴い、全国的に地域における人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化が懸念されています。

本町では、13の公区と、その下に47の行政区があり、これらの自治組織を単位として様々なコミュニティ活動が行われています。

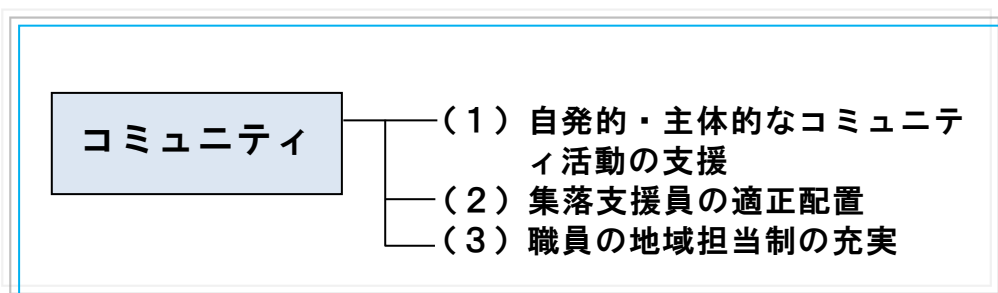
しかし、本町においても、過疎化や人材不足などからコミュニティが弱体化してきている状況にあり、コミュニティ活動の重要性を町全体として改めて認識する必要があります。

コミュニティ活動は、共助の視点からも、まちづくりを進めていく上で非常に重要かつ基本的な活動となるため、将来にわたって持続できる活動となるよう、行政としてもしっかりと支えていくことが必要です。

また、高齢化が著しい地域においては、地域の現状・課題の把握や課題解決につなげていく人材の配置・育成を行っていく必要があります。

さらに、本町では、職員の地域担当制を実施しており、公区単位を基本に職員を「地域のことを学び隊」として配置し、地域行事等への参加を行っていますが、形骸化する傾向もみられることから、その体制強化が求められます。

施策の体系



主要施策

（１）自発的・主体的なコミュニティ活動の支援

コミュニティ活動の活性化に向け、自治組織や町民団体等が自発的・主体的に取り組む各種事業を支援します。

（２）集落支援員の適正配置

高齢化が著しく、かつ要望のある地域に対し、集落支援員を適正に配置し、集落の現状・課題の把握や課題解決につなげていきます。

（３）職員の地域担当制の充実

職員の地域担当制について、持続可能なコミュニティの形成や地域課題の解決に効果的につながるよう、制度の見直し・充実を図ります。

3. 町民参画・協働

現状と課題

限られた財源を有効に活用し、魅力的で自立した自治体をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民や住民団体、民間企業と行政が、夢と危機感を共有し、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

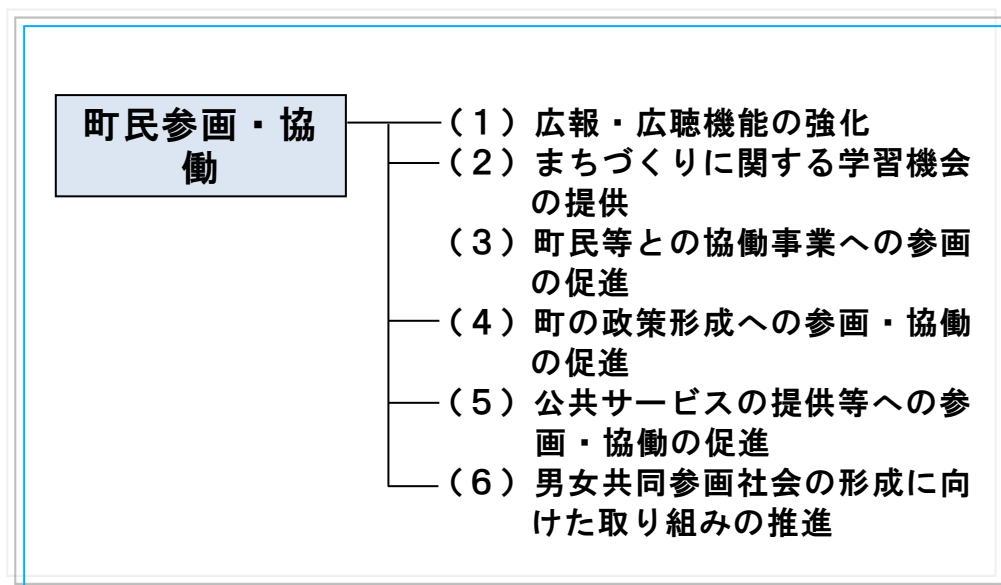
そのためには、行政情報を積極的に公開・提供し、住民との情報共有を行いながら、参画・協働の仕組みづくりを進めていくことが必要です。

今後は、広報紙「広報あいべつ」やケーブルテレビのコミュニティチャンネル、ホームページ、SNS、地区懇談会等を有効に活用し、広報・広聴機能の強化を進めていく必要があります。

そして、小規模自治体だからこそできる、町民との協働のまちづくりの実現に向け、町民に対してまちづくりの様々な分野に関する学習機会を提供し、町民の意識と知識の向上を促すほか、町民との協働による記念事業等実施に対する参画の促進、町の計画づくりや公共サービスの提供などへの町民等の参画・協働の促進など、多様な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、性別にかかわらず、男女が幅広い分野においてともに協力し合いながら活躍できる社会の実現が求められており、今後は、男女共同参画・女性活躍に向けた意識改革や環境整備を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 広報・広聴機能の強化

- ① 広報紙「広報あいべつ」の内容の充実を図るとともに、より町民の手元に届き、読まれる、時代の流れに合わせた配布方法を検討し、改善を図ります。
- ② 町内で行われたイベント等の様子のほか、町の魅力を町内外へPRできる映像や、文字・音声による情報を使用した番組を制作し、ケーブルテレビで町内及び近隣市町へ放送し、広く情報発信を行います。
- ③ ホームページの内容を随時更新し、適時の情報発信に努めるとともに、SNSなど時代の流れに合わせたより効果的なツールを利用し、情報発信と町民の意見等の情報収集を行い、双方向の広報・広聴活動を推進します。
- ④ 町民の意見をまちづくりに反映させるため、地区懇談会を適宜開催します。

（２）まちづくりに関する学習機会の提供

町民にまちづくりに関する学習機会を提供し、まちづくり意識と知識の向上を促すため、町民団体等からの要望に基づき、職員による出前講座を適宜開催します。

（３）町民等との協働事業への参画の促進

町民や関係団体等との協働によりつくり上げる記念事業や関係機関・団体等との連携による協働事業への参画を促進します。

（４）町の政策形成への参画・協働の促進

町の各種計画づくりやその評価・見直しにあたって、審議会等の委員の一般公募やアンケート調査、パブリックコメント※³²の実施等を図り、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

（５）公共サービスの提供等への参画・協働の促進

多様な主体がともに公共を担う新たなまちづくりに向け、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参画・協働を促進します。

（６）男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの推進

- ① 男女平等意識の醸成に向け、広報活動や学校教育、社会教育など様々な場や機会を通じて啓発・教育を推進します。
- ② 政策や方針などを決定する場への男女の参画を促進するため、町の審議会等への女性の積極的な参加促進、地域・団体役員への女性の登用の働きかけを行います。

※³² ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。

4. 行財政

現状と課題

今後も厳しい財政状況が予想される中、将来にわたって安定的な自治体運営を進めていくためには、自らの責任と判断で独自の政策を実行することができる行財政能力が強く求められます。

本町ではこれまで、厳しい財政状況の中で自主自立のまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、行財政改革を積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、今後さらに加速する少子高齢化や人口減少をはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大・多様化していくことが見込まれ、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

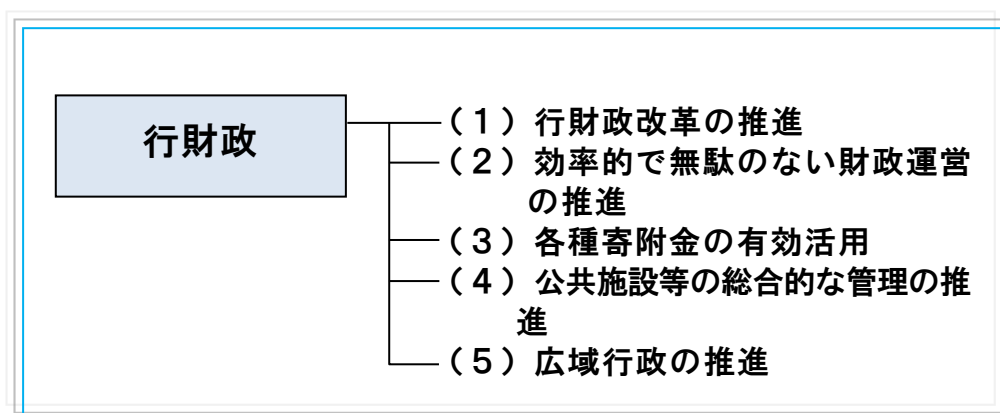
このため、民間企業の経営手法を導入する視点や町民満足度の向上の視点に立ち、行財政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。また、この一環として、財源の確保や財政負担の軽減に向け、ふるさと納税制度等の有効活用や公共施設等の総合的・計画的な管理を進めていくことが必要です。

広域行政については、ごみ・し尿処理や消防、教育研修、介護認定などの分野で周辺自治体と一部事務組合等を組織し、共同事業を行ってきたほか、平成 22 年度には 1 市 8 町で上川中部定住自立圏^{※34}を形成し、中心市である旭川市の都市機能等を生かした連携事業を進めています。

今後とも、効率的な自治体運営の推進や町民サービスの向上を見据え、広域行政を一層推進していくことが必要です。

※34 定住自立圏とは、圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取り組みであり、上川中部定住自立圏では、平成 22 年度に、中心市である旭川市と圏域 8 町が協定を締結し、共生ビジョンを策定して各種連携事業を行っている。

施策の体系



主要施策

(1) 行財政改革の推進

新たな時代に対応できる簡素で効率的な行財政体制の確立に向け、事務事業の見直しや組織・機構の再編、民間委託の推進、定員管理・給与の適正化、職員の能力向上など、さらなる行財政改革を推進します。

(2) 効率的で無駄のない財政運営の推進

- ① 経費全般の徹底的な見直し及び節減・合理化をはじめ、課税対象の的確な把握や収納率の向上対策の推進、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しを適宜行い、健全な財政基盤の確保を図ります。
- ② 財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案したメリハリのある財源配分を行い、効果的・効率的な財政運営を推進します。

(3) 各種寄附金の有効活用

ふるさと納税制度等を活用した各種寄附金について、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、関係人口の拡大に努めるとともに、寄附者の意向を十分考慮しつつ、まちづくりの財源として有効活用を図ります。

（４）公共施設等の総合的な管理の推進

財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、各個別施設計画を策定・管理し、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

（５）広域行政の推進

- ① 効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、一部事務組合等による共同事業を推進します。
- ② 定住のために必要な生活機能を広域的に確保し、圏域全体の活性化を図るため、上川中部定住自立圏共生ビジョンに基づき、各種連携事業を推進します。